

令和7年度（2025年度）

初任者研修指導資料

小学校・義務教育学校用



小学校・義務教育学校

目 次

月	週	研修内容	ページ数	月	週	研修内容	ページ数	
4	1	○教師としての心構え・勤務校における服務・接遇	1	9	16	○へき地教育の進め方	37	
		○教育関連法規, 学校の教育目標, 学校評価, 校務分掌と自分の役割	2			◎授業の参観と実施(2)	38	
	2	○学級事務の進め方, 各種通知・学級通信について	3	10	17	◎理科の授業の進め方 (1)(2)	39－40	
		○家庭訪問の在り方, 保護者との面談の進め方	4			◎生活科の授業の進め方	41	
	3	○学級経営の在り方	5		18	◎児童会活動・クラブ活動の進め方	42	
		○児童理解	6			○人権教育の実践的進め方	43	
5	4	◎教科指導の基礎技術(授業を支えるポイント)・教科書について	7		19	◎道徳科の特質を生かした学習指導の実施(2)	44	
		◎授業の参観と実施(1)	8			○特別支援教育	45	
	5	○安全教育・安全管理	9	20	◎音楽科「表現」領域の授業の進め方 (1)(2)	46－48		
		○保健教育の進め方	10		◎音楽科「鑑賞」領域の授業の進め方		49	
	6	○いじめ・不登校への対応とチーム学校による生徒指導体制	11	11	21	◎図画工作科の授業の進め方(1)(2)	50－51	
		◎学習指導要領と教育課程	12			○学級集団の支援	52	
6	7	◎教材研究・学習構想案の作成	13	12	22	○伝統や文化・国際理解に関する教育の充実	53	
		◎水泳指導の安全管理・安全指導	14			○環境教育	54	
	8	◎学力向上対策	15		23	23	○生徒指導と教育課程, チーム学校による生徒指導体制	55
		◎道徳教育の全体計画, 道徳科の指導の内容・方法	16				○社会教育	56
		◎道徳科の特質を生かした学習指導の実施(1)	17				◎家庭科の授業の進め方(1)(2)	57－58
	9	○人権教育の推進	18		24	24	◎授業研究の実施	59
		○就学前教育	19	◎教科指導の評価と改善			60	
	10	◎外国語教育の進め方	20	1	25	○校内研修の意義	61	
		◎評価問題作成と評価の仕方	21			○学校図書館の利活用指導	62	
	7	11	◎総合的な学習の時間の進め方	22	2	26	◎体育科の授業の進め方(1)	63－64
			◎国語科の授業の進め方 (1)	23－25			◎体育科の授業の進め方(2) 集団行動	
			◎国語科の教材研究と授業					
◎国語科(書写)の授業の進め方 (2)								
12		◎社会科の授業の進め方 (1)(2)	26－27	27		○性に関する指導の進め方	65	
	○通知表の作成	28	○生徒指導の反省と評価		66			
8	13	○課題研究のまとめ方	29	3	28	○年度末の学級事務処理の仕方	67	
		◎教育の情報化	30			◎各教科の授業づくりの工夫と評価	68	
		○食育の推進	31			◎道徳科の特質を生かした学習指導の反省と評価	69	
	9	14	○生徒指導の基礎		32	29	○PTA活動	70
◎特別活動の意義と内容			33	◎特別活動の反省と評価	71			
◎学級活動の進め方			34	30	○次年度へ向けて		72	
◎算数科の授業の進め方 (1)(2)		35－36						

※この冊子における研修内容の配列は年間指導計画の一例である。校内における年間指導計画作成上の参考にすること。
※○印は一般研修, ◎印は授業研修に関わるもので, これらをそれぞれの研修者の実績に合わせて60時間程度の研修内容になるように計画を立てること。

4 月	第 1 週	教師としての心構え・勤務校における服務・接遇 (一般研修①)
教師は、学級担任又は教科担任等として、児童の教育を委任されている。このため、服務は厳正でなければならない。常に研究と修養に努めなければならないことを理解させる。 1 今、教師に求められるもの ～「認め、ほめ、励まし、伸ばす」くまもとの教職員～ (1) 教職員としての基本的資質 ア 教育的愛情と人権感覚 イ 使命感と向上心 ウ 組織の一員としての自覚 (2) 教職員としての専門性 ア 児童生徒理解と豊かな心の育成 イ 学習の実践的指導力 ウ 保護者・地域住民との連携 2 勤務校での服務 ※いずれの事項についても、具体的に考える場を設け、自分事として捉えることができるように配慮する。 (1) 服務の基本 (2) 教師の一日 ア 教師として心掛けるもの 登校－午前－昼食・昼休み－午後－放課後 イ 学級の担任として 児童への深い愛情に基づいた学級経営，児童への励まし (3) 接遇 ア 服装 イ 電話対応の基本 (4) その他 ア 報告・連絡・相談の励行 イ 出・退勤，休暇 3 指導資料 ○ 教育基本法 ○ 学校教育法 ○ 地方公務員法 ○ 教育公務員特例法 ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ○ 学校教育法施行規則 ○ 学校保健安全法施行規則 ○ 市・町・村立小・中学校管理規則 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ くまもとの教職員像 ○ 熊本県教員等の資質向上に関する指標		

4 月	第 1 週	教育関連法規，学校の教育目標， 学校評価，校務分掌と自分の役割（一般研修②）
学校では，校長を中心として全ての教職員が力を発揮し，学校総体として，学校教育目標を達成するために様々な取組や指導等が行われている。そのことが学校教育の充実・発展につながり，児童の生きる力を育むことになるとともに，組織の一員としての自覚を高めることになることを理解させる。		
1 学校教育目標 (1) 学校教育目標の基盤となっているもの ア 法規関係 (ア) 日本国憲法 (イ) 教育基本法 (ウ) 学校教育法 (エ) その他 イ 熊本県教育委員会関係 (ア) 熊本の心 (イ) くまもとの教職員像 (ウ) くまもと新時代教育大綱 (エ) 熊本県教育振興基本計画 (オ) 熊本の学び推進プラン (カ) 義務教育課取組の方向 (キ) 人権教育取組の方向 (ク) 特別支援教育取組の方向 (ケ) 体育保健課取組の方向 (コ) 社会教育課取組の方向 (サ) 学校安全・安心推進課取組の方向 (シ) その他 ウ 管内，市町村教育委員会関係 (ア) 各教育事務所の教育目標（努力点・指導の重点等） (イ) 市町村教育委員会の教育目標（努力点・指導の重点等） エ 校区の実態 (ア) 校区の特色（産業・文化・歴史・地域性等） (イ) 地域の課題 (ウ) 保護者の願い オ 学校の実態 (ア) 児童の実態 (イ) 教育環境 (ウ) 職員構成・組織，校務分掌 (2) 学校教育目標とその具現化 ア 学校教育目標とその理念 イ 目標達成のための努力事項 ウ 各部（校務分掌）の取組 2 学校評価 (1) 目的 (2) 法規関係 ア 学校教育法 イ 学校教育法施行規則 (3) 自己評価・学校関係者評価・第三者評価 3 校務分掌 (1) 学校の教育目標と校務分掌 (2) 校務分掌における自分の役割 (3) 校務分掌における自分の仕事内容 (4) 自分の仕事内容の年間計画 (5) 昨年度までの資料（成果・課題等）の活用 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

4 月	第 2 週	学級事務の進め方， 各種通知・学級通信について （一般研修③）
諸表簿の法的根拠や種類，記入の仕方，取扱い等を理解させる。また，担任として学級を經營するに当たって，諸表簿の引継ぎにより，自分の学級の児童の様子を知るように努めさせる。 1 諸表簿の法的根拠 (1) 学校備付表簿（学校教育法施行規則第 28 条） (2) 教育委員会が定める学校管理規則にある表簿 2 諸表簿の種類 (1) 指導要録 (2) 健康診断票 (3) 歯の検査票 (4) 出席簿 (5) その他 3 整理，保管上の留意事項 (1) 永久保存 (2) 20 年保存 (3) 5 年保存 (4) その他 4 その他学級の児童の実態を把握する資料 (1) 各種学力調査等（全国学力・学習状況調査，熊本県学力・学習状況調査，標準学力検査等）の結果 (2) 体力・運動能力テストの結果 (3) その他（知能検査等） 5 各種通知・学級通信等 (1) 目的 学級と家庭及び地域を結ぶパイプ (2) 内容例 ・行事や学習内容の連絡 ・生徒指導面の連絡と家庭への協力依頼 ・保護者の意見，要望 ・学習活動面や生活面の連絡 ・児童の学校生活での様子や学習状況が見えるもの ・教育の動向 6 指導資料 ○ 熊本県教育関係者必携 ○ 教育委員会が定める学校管理規則にある表簿 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

4 月	第 2 週	家庭訪問の在り方，保護者との面談の進め方 （一般研修④）
1 家庭訪問の在り方 学校教育は，保護者の理解と協力がなければ十分な教育効果を上げられない。家庭訪問は，児童の家庭やその地域を理解し，保護者との相互理解を深め，連携を求めるためのものである。そのための具体的な連携の在り方について理解させる。 (1) 意義 (2) 方法 ア 定期的（年度当初等） イ 臨時的（日常の教育活動の一環として） (3) 相互理解の内容 ア 保護者の思い イ 児童の家庭，地域での生活 ウ 学校の教育方針や担任教師の思い (4) 配慮事項 ア 目的，日時等の事前連絡 イ 事後の処理や記録 ウ あいさつ，服装，態度，言葉遣い，時間 2 保護者との面談の進め方 学校教育を効果的に展開するためには，保護者との連携を密にすることが大切である。方法としては，授業参観，学級懇談，個人面談，家庭訪問，学級通信の発行等がある。特に，個人面談は，児童一人一人の能力，特性に応じた指導や支援等を行う上で有効であることを理解させる。 (1) 個人面談のねらいと留意点 ア 個人面談のねらい イ 児童一人一人の実態，課題の把握 ウ 個人面談に臨む姿勢 ― 共感的態度，信頼関係の確立 (2) 特定の児童の保護者と特別に面談を行う場合 ア 特に配慮が必要 イ 学校組織体としての（複数での）対応 (3) 記録をとる場合 面談中の記録は控え，終了後に整理する。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

4 月	第 3 週	学級経営の在り方 （一般研修⑤）
		児童が学校生活の大半を過ごす学級の質は、児童一人一人にとって学校生活の充実感を大きく左右するものである。それだけに、学級担任をするということは、教師にとっての喜びであると同時に、学級経営にも大きな責任を負うことになる。ここでは、学級経営の在り方について具体的に理解させる。 1 学級経営の意義と学級担任の業務 (1) 学級経営の意義 (2) 条件整備の内容 (3) 学級集団づくり 2 学級の教育目標の設定 (1) 学校（学年）の教育目標の捉え方と学級の教育目標との関連 (2) 学級の教育目標の設定の手順と具現化 3 学級経営の実際 (1) 学級経営の領域と内容 (2) 学級経営の考え方と進め方及び評価 4 学級経営案の作成 学級経営案について 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）

4 月	第 3 週	児童理解 (一般研修⑥)
1 生徒指導の基盤となる児童理解 一人一人の児童はそれぞれ違った能力・適性・興味・関心等をもっている。また、生育環境も進路希望等も異なる。児童理解においては、児童を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接に加えて、他の教職員等との情報交換を密に行い、広い視野から児童理解を行うことが大切であると理解させる。 2 児童理解に必要な資料の収集の方法 (1) 観察法 健康観察，コミュニケーション（言語・非言語），行動観察，教職員同士の情報交換，複数の観察者による情報交換等 (2) 面接法 家庭訪問，教育相談等 (3) 質問紙調査法 家庭環境調査，保健調査，生活実態調査，心のアンケート，いじめ調査等 (4) 検査法 知能検査，学力検査，発達検査等 (5) 作品法 作文，日記，図画工作等の作品 (6) 事例研究法 蓄積された事例を基に理解していく方法 3 資料収集に当たっての留意点 (1) 個人情報の保護 児童の環境に関する情報の収集及び保管はより慎重に行う必要がある。 (2) 校内，家庭，地域，学校種間，関係諸機関との連携・情報共有 幼保等小中連携，地域住民，学校運営協議会，医療機関，警察，保健福祉関係，児童相談所等 4 児童期の心理と発達 (1) 幼児期から児童期へ (2) 知的発達の特徴 (3) 自覚化の発達 (4) 自己評価の発達 (5) 自己制御と感情制御の発達 (6) 自信の獲得と低下 (7) 道徳性の発達 (8) 仲間関係の発達 5 指導資料 ○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P 23～24 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

5 月	第 4 週	教科指導の基礎技術（授業を支えるポイント）・教科書について（授業研修①）
まず、「確かな学力」の育成に当たり、教育基本法の第 5 条に規定された「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う」という義務教育の目的を達成するために、学校教育法（第 30 条）に規定された学力の重要な要素（①基礎的な知識及び技能、②知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を、全ての児童に身に付けさせなければならないことを確認する。 次に、授業を効果的、効率的なものにするために、「確かな学力」を育成することにつながる授業の条件や学習指導上の具体的留意事項並びに学習規律の重要性について理解させる。 また、授業を支える要素は多いが、その中でも学習環境（教師の言語感覚、教室設営、座席等）、ノートや家庭学習の指導等に十分配慮することが大切であることも理解させる。 1 「確かな学力」を育成することにつながる授業 (1) 学習指導要領のねらいと内容を踏まえた授業 (2) 「熊本の学び推進プラン」に示された授業づくりのポイント 1～4 を踏まえた授業 2 教科書の取扱い 「児童は、教科書に記述されている内容は、全て学習しなければならない」とする、従来型の教科書観について、「個々の児童の理解に応じて指導を充実する」、「児童が興味・関心をもって読み進められる」、「児童が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から、その考え方を転換していくことが求められている。学習指導要領や学習指導要領解説を熟読し、「児童にこのような力を身に付けさせたい」ということを明確にした上で指導事項を教科書で指導することが大切である。 3 授業を支える要素 (1) 学習規律 学習を効果的に進めるためには、児童の学習態度等のあるべき姿について、教師と児童が共通理解し、ルールをつくり、継続的に学習中の態度等を育てていく必要がある。 ・準備における学習規律 ・学習過程の段階における学習規律 ・学習形態による学習規律 (2) 机間指導 一人一人の学習意欲、理解度、考え等を察知し、個に応じた適切な指導・助言を行う。 (3) 教室設営（展示・掲示） ・学習の場、生活の場（授業との一体化、整理された環境） ・生き生きとした雰囲気（新鮮さ、定期的に更新） ・学級への所属感（生徒のアイデア重視、展示の機会均等等） ・教師の温かさ（添削、励まし等） (4) 座席 教室における座席は、心身の状況や友人関係等に配慮して、児童が集中して学習に取り組んだり、互いに支え合ったりすることができるようにする。 (5) ノート指導 発達の段階を考慮して、学年・教科に合ったノート・筆記用具等を使用させる。記録・練習・思考を助けるためのノートの使用法をきめ細かく指導する。 (6) 家庭学習の充実 家庭学習の習慣化を図ったり、主体的な学習へとつなげたりするために、家庭と連携し計画的に進める。 (7) 個に応じた配慮 児童一人一人の習熟の程度や、発達障がいに対する適切な配慮や支援を行う。 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月） ※ホームページ（以下、HP とする。）		

5 月	第 4 週	授業の参観と実施(1) (授業研修②)
授業参観は、授業技術を身に付ける大変有効な手段の一つである。校内でも先輩教師の授業参観や授業研究会等への参加など、初任者には様々な授業参観の機会を設ける配慮が必要である。 ここでは、授業参観の心構えとポイントについて研修を行い、その意義について理解させる。		
1 授業参観の姿勢・心構えについて (1) 課題意識を大切にすること 授業参観をするに当たって、何を目的としてどのように参観するのかを事前にはっきりとさせ、授業を漠然と参観することのないようにすることが大切である。 (2) 初任者の主体的・意欲的な授業改善につなげること 事前研究、参観中の記録、事後の反省・整理、自分の授業への活用等を自主的に行うよう初任者の意欲を高める指導を行うことが大切である。 また、参観する授業の目的や内容、参観するクラスの実態等についての情報をあらかじめもつこと、自分の課題等に沿って参観中の記録を的確にとること、参観後に課題解決に向けてのまとめを行うようにすること、今後の授業改善への活用を図ることなど、初任者が主体的・意欲的に行えるよう指導することが大切である。 2 授業を参観する際のポイント（「熊本の学び」授業実践の7つのチェックリストより） ・（子供たちは）互いに失敗や間違いを認めたり、考えの違いを大切にしたりしているか。 ・（子供たちは）単元終了時の姿を共有しているか。 ・（子供たちは）「わくわく」など、知的好奇心や興味・関心を高めて学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「なぜ」「おそらく」など、疑問をもったり予想したりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「やってみよう」「なるほど」「きっと」など、挑戦したり納得したりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「分かった」「できた」「もっとやってみよう」など、実感や達成感を得たり更なる意欲を高めたりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）自分の習熟度に合った課題などに取り組んでいるか。 ・（子供たちは）ICTの活用により、学ぶ意欲が高まったり、学習の理解を深めたりしているか。 ・（子供たちは）板書を基に学習の流れを振り返っているか。 3 指導資料 ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校編」（令和2年3月） ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」「学習指導」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「『学習評価のポイント』及び『学習構想案例』【小学校】」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「『熊本の学び』授業実践の7つのチェックリスト」 ○ 熊本県立教育センター「KYOサポ」※HP		

学校安全の内容と指導の場を知り、地域の実態に応じた適切な学習指導の進め方について理解させる。



- 1 学校安全の構造について
- 2 学校安全計画について
- 3 学校安全の領域について
 - (1) 生活安全（日常生活で起こる事件・事故災害と防犯）
 - (2) 交通安全（様々な交通場面における危険と安全）
 - (3) 災害安全（火災、地震、津波、風水（雪）害、火山活動、原子力災害等に対する防災）
- 4 生活・交通・災害安全教育の進め方について
- 5 安全点検の実施方法について
- 6 救急措置と救急体制について
- 7 指導資料
 - 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月）
 - 文部科学省「中学校自転車に関する安全指導の手引」
 - 熊本県教育委員会「健康教育の手引」
 - 文部科学省「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年）
 - 文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」（平成 18 年）
 - 文部科学省「防災教育教材『災害から命を守るために』（中学生向け）」DVD（平成 21 年）
 - 自転車安全教育用図説パンフレット&パソコンソフト
（製作：日本交通安全教育普及協会、配布：熊本県教育委員会 平成 20 年）
 - 文部科学省「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
（中学校・高等学校教職員向け）DVD（文部科学省 平成 22 年）
 - 東日本大震災を受けた今後の防災教育・防災管理等に関する有識者会議中間とりまとめ
（平成 23 年）
 - 文部科学省「安全な通学を考える～加害者にもならない～」DVDソフト（平成 24 年）
 - 文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年）
 - 文部科学省「生きる力」を育む防災教育の展開（平成 25 年）
 - 熊本県教育委員会「学校安全教育指導の手引」（平成 27 年）
 - 熊本県教育委員会「学校防災（地震、津波）マニュアル作成の手引」（平成 29 年）
 - 熊本県教育委員会「学校防災教育指導の手引」（平成 30 年 3 月）
 - 文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年）
 - 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書
くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」
（令和 7 年 3 月）
 - 文部科学省「第 3 次学校安全の推進に関する計画」（令和 4 年 3 月）
 - 文部科学省「学校の事故対応に関する指針【改訂版】」（令和 6 年 3 月）

5 月	第 5 週	保健教育の進め方 (一般研修⑧)
心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第 1 条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きい。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要であると理解させる。 1 「生きる力」を育む保健教育 社会環境や生活環境の急激な変化は、児童の心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。特に、近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物に関する情報の入手が容易になるなど、児童を取り巻く環境が大きく変化している中、児童が、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすることが喫緊の課題となっている。児童が、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における保健教育を推進することが重要である。 2 保健教育の目標 小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。 3 保健教育の進め方 (1) 小学生における心身の発育・発達等の特性を踏まえる 小学生期は、幼児期に始まる基本的な生活習慣の確立を図りながら、更に健康課題に対して自律的に取り組むことを目指す時期とされる。小学校 6 年間での児童の心身の発育・発達は顕著であり、児童の理解力や対処能力は発達段階で異なってくる。 (2) カリキュラム・マネジメントによる保健教育の推進 体育科保健領域、特別活動、総合的な学習の時間など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互に関連させて指導していくこと、いわゆるカリキュラム・マネジメントが求められる。その際、個々の児童が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、面談や意図的な対話、言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングといった個別指導を関連させて、児童の発達を支援することも重要である。 ア 体育科保健領域 保健領域では、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容についてより実践的に理解する。「健康な生活」、「体の発育・発達」、「心の健康」、「けがの防止」、「病気の予防」の 5 単元を学習する。 イ 特別活動 学級活動における「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や児童会活動、学校行事等で取り扱う。 ウ 総合的な学習の時間 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をし、探究的な学習や協働的な学習とする。 (3) 人的な体制の整備 養護教諭や栄養教諭、スクールカウンセラーなどと連携して教育効果を高めると同時に、地域との連携・協働に加えて、家庭の協力も不可欠である。 4 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 体育編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」（平成 31 年 3 月） ○ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和 2 年 4 月） ○ 文部科学省「がん教育推進のための教材」（令和 3 年 3 月一部改訂版）		

5 月	第 6 週	いじめ・不登校への対応と チーム学校による生徒指導体制(一般研修⑨)
いじめや不登校、暴力行為など生徒指導上の課題解決のためには、児童の抱える悩みをできるだけ早く発見し、悩みが深刻化しないうちに対応することが重要である。そこで、生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」に重点をおいたチーム支援体制をつくることを理解させる。		
1 チーム学校による生徒指導体制		
(1) チーム学校として機能する学校組織 (2) 教育相談体制 ・教育相談の基本的な考え方と活動の体制 ・教育相談活動の全校的展開 (3) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援		
2 いじめ・不登校への対応		
(1) いじめへの対応 ア いじめの基本認識 いじめの理解、いじめの定義及び認知、いじめの解消、「学校いじめ防止基本方針」、責務 イ いじめの未然防止 全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけ ウ いじめの早期発見 積極的な情報共有、相談しやすい雰囲気づくり エ いじめの早期対応 情報集約担当者、情報共有、組織対応、関係機関等との連携 オ 重大事態への対処 カ 熊本県公立学校「心のアンケート」について (2) 不登校への対応 ア 不登校生徒への支援 【不登校対策重点取組事項】 未然防止 ○魅力ある学校づくりの推進 ○「SOSの出し方に関する教育」等の実施 初期対応 ○「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」の実施 ○不登校対策会議等の実施 ○「不登校支援シート」等を活用した情報共有 自立支援 ○小・中・義務教育学校・高等学校の引継ぎ ○校内教育支援センターや教育支援センター、民間施設等との連携 ○ICTを活用した学習支援 ○「不登校児童生徒の保護者の会」の開催 イ 保護者支援 ウ SC, SSW等の学校内外の専門機関との連携の徹底		
3 指導資料		
○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和4年）P16～17, P68～96, P120～140, P221～239 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」「いじめ防止等リーフレット～子供たちの安心と笑顔のために～」（令和2年11月） ○ 熊本県教育委員会「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」（令和3年度改訂版）		

5 月	第 6 週	学習指導要領と教育課程 (授業研修③)
学校教育の目的や各学校の教育目標を達成するための学校の教育計画である教育課程の編成，指導計画の作成，教育課程の実施・評価等の全体像を理解させる。		
1 指導内容 (1) 教育課程の意義 (2) 教育課程に関する法制 (3) 教育課程の編成及び実施 ① 教育課程編成の原則 ② 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動 ③ 育成を目指す資質・能力 ④ カリキュラム・マネジメントの充実 (4) 教育課程の実施と学習評価 (5) 教育課程の評価と改善 2 留意点 (1) 指導に当たっては，常に自校の教育課程を資料として用いること。 (2) 教育課程は，関係法令及び学習指導要領に従って編成すること。 (3) 教育課程は，学校の教育目標の達成を目指して編成すること。 (4) 教育課程は，小学校 6 か年を見通した編成をすること。 (5) 教育課程は，その年度できちんと実施しなければならないこと。 (6) 教育課程は，P D C A サイクルにより，常に改善していくこと。 3 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育関係者必携 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

6 月	第 7 週	教材研究・学習構想案の作成 (授業研修④)
「主体的・対話的で深い学び」を展開するためには、教材研究を十分に行い、具体的な展開のための学習構想案等を作成することが必要であることを理解させる。		
1 教材研究		
(1) 小学校学習指導要領解説の熟読及び使用教科書の分析をする。(他社の教科書と比較することもある) (2) 系統を確認する。 (3) 単元(題材)の目標を吟味し、指導内容を明確にする。 (4) 教材の選定や分析を行う。		
2 指導計画等の立案		
(1) 年間指導計画を基に、単元(題材)の指導計画を立てる。 (2) 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所)、「学習評価のポイント」「新学習指導要領下での各教科の学習評価の在り方について」(熊本県教育委員会)及び各学校の「評価規準表」を参照し、評価計画を立てる。		
3 学習構想案の作成(「熊本の学び推進プラン」より)		
(1) 「学習構想案」について		
ア 単元(題材)構想: 目標, 評価規準, 単元(題材)終了時の子供の姿, 単元(題材)を通じた学習課題, 本単元(題材)で働かせる見方・考え方, 指導計画と評価計画について記述する。		
イ 単元(題材)における系統及び生徒の実態: 学習指導要領における該当箇所, 教材・題材の価値, 本単元における系統, 児童の実態について記述する。		
ウ 指導に当たっての留意点: 校内研修の取組の視点等から明記する。		
エ 本時の学習: 本時の目標や展開を示す。上記の単元(題材), 系統, 児童の実態を踏まえ, 具体的な手立てを記述する。 ※具体的には, 各学校の様式に基づき, 事例を基に説明を行う。		
(2) 評価について		
平成 29 年改訂で学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ, 各教科における観点別学習状況の評価の観点については, 「知識・技能」, 「思考・判断・表現」, 「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点に整理された。よって, 評価については, 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所)を参照し, 児童の学習の状況を分析的に捉えられるようにする。		
参考: リンク先 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html		
(3) 授業の質を高めるチェックポイントの活用		
作成した学習構想案を次の四つの視点から点検する。		
ア 基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導ができているか。		
イ 児童が自ら考え, 問題解決に主体的に取り組む学習ができているか。 ・全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査問題等を活用した発問の工夫等がなされているか。 ・伝え合い, 高め合う言語活動の充実がなされているか。		
ウ 教材開発の工夫により, 楽しい・分かる授業づくりができているか。		
エ 指導と評価の一体化が図られているか。		
4 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度(2025 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 7 年 3 月)		
○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月)		
○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年 12 月)		
○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※H P		
○ 熊本県教育委員会「学習評価のポイント」「新学習指導要領下での各教科の学習評価の在り方について」 ※H P		

6 月	第 7 週	水泳指導の安全管理・安全指導 (授業研修⑤)
1 水泳指導の安全管理 (1) 児童健康管理 水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、水泳に適する健康状態かどうかを事前に確認しておくことが重要である。 ア 定期健康診断の活用 毎年実施される定期健康診断の結果を、水泳の可・不可の決定に当たって、学校医との連携の下に活用する。 イ 健康情報の活用 教師は、児童の健康状態について、保護者からの健康情報（家庭連絡帳や健康カード等）や担任等による健康観察、養護教諭からの保健情報、児童相互の健康観察など、様々な方法で多面的に観察する必要がある。 (2) 監視及び指導 プール内での事故を防止するため、プール全体を見渡すことができ、プールの角部分などが死角にならないような位置で監視及び指導をする。監視をする際は下記のこと留意する。 ○水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること。 ○水深が急に深くなるような部分や、水面が反射するような部分には特に注意すること。 ○プールの安全使用規則を無視するものには直ちに注意を与えること。 ○監視に必要な物品（笛、救急用具等）を用意しておくこと。 ○水着を着用していること。 (3) 用具等使用上の注意 ビート板などの補助具は、使用上の留意点と保管状況を十分に確認しておく必要がある。 (4) 緊急時の対応について 各校においては、万が一の事故発生時に、円滑・迅速に児童の救助・救命を行える体制を整えておく必要がある。また、緊急時の対応マニュアルを作成し、対応手順を校内で共通理解したり、簡単なフローチャートを日頃から見やすい場所に掲示したり、マニュアルを定期的に見直したりすることが重要である。		2 水泳の安全指導 (1) 天候の判断 (2) 安全上の対策 (3) 人数確認（○人数確認の方法 ○バディシステム） (4) 準備運動 (5) 入水時と休憩の注意事項 (6) スタート指導での留意点 (7) 水泳の事故防止に関する心得 (8) 着衣のまま水に落ちた場合の対処 (9) 児童にできる救助法 3 施設・設備の安全管理 (1) プール施設の安全管理 (2) 適切な水位設定の考え方 (3) プールの水温及び水質管理 4 指導資料 ○ 文部科学省「学校体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月） ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）

6 月	第 8 週	学力向上対策 (授業研修⑥)
1 目的 本県では、「熊本の学び」を推進し、全ての子供たちが能動的に学び、確かな学力を身に付けることを目指している。諸学力調査の結果から、児童生徒は「学校に行くのが楽しい」、「先生はよいところを認めてくれている」と感じている児童生徒の割合が全国平均と比較して高い一方で、「児童生徒の学びに向けた主体性の発揮」、「児童生徒の学習内容の理解度」等の学習状況に課題が見られているところである。県教育委員会では、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するため、「課題の改善に向けた重点取組及び参考指標」を各学校に通知し、学校の状況に応じた特色のある取組の充実を図っている。 2 学力向上対策の概要 (1) 全国学力・学習状況調査と熊本県学力・学習状況調査を起点とした学力向上のPDCA検証改善サイクルの確立（「熊本の学び推進プラン（冊子）」第4章参照） (2) 教職員研修会の開催・参加 (3) 個別最適な学びと協働的な学びの充実 (4) 各教科の学力の状況の把握 「全国学力・学習状況調査」「熊本県学力・学習状況調査」の結果及び問題分析等 (5) 熊本県「熊本の学び」研究指定校における研究推進 (6) 研究成果の普及・啓発 (7) 学力向上アドバイザー派遣事業 (8) 学力向上支援訪問の実施 3 児童の学力の定着を図る具体的な方策 (1) 目標に準拠した評価 (2) 学習内容の理解や習熟の程度を客観的に把握する評価の工夫 (3) 各教科の基礎的・基本的事項の明確化 (4) 基礎的・基本的事項の体系化 (5) 指導計画に基づいた授業の実践 (6) 指導法の評価・改善及び事後指導 (7) 総合的な学習の時間等との関連 4 研究指定校の役割 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年12月） ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「研究指定校関連情報」 ※HP		

6 月	第 8 週	道徳教育の全体計画，道徳科の指導の内容・方法 (授業研修⑦)
道徳教育における全体計画の意義や立案の仕方及び道徳科の特質を生かした指導の在り方等について理解させる。 1 道徳教育の指導体制と諸計画 (1) 道徳教育の指導体制 (2) 道徳教育の全体計画（別葉も含む） (3) 各教科等における指導の基本方針 (4) 各教科等における道徳教育 2 道徳科の指導 (1) 指導の基本方針 (2) 道徳科の特質を生かした学習指導の展開 (3) 学習指導の多様な展開 ア 多様な教材を生かした指導 イ 体験の生かし方を工夫した指導 ウ 各教科等と関連をもたせた指導 (4) 指導の配慮事項（学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編第4章 第3節より） ア 道徳教育推進教師を中心とした指導体制 イ 道徳科の特性を生かした計画的・発展的な指導 ウ 児童が主体的に道徳性を養うための指導 エ 多様な考え方を生かすための言語活動 オ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導 カ 情報モラルと現代的な課題に関する指導 キ 家庭や地域社会との連携による指導 3 道徳科の評価（小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編 第5章より） 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。 (1) 道徳科における評価の意義 (2) 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価 (3) 道徳科の授業に対する評価 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』指導資料 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』DVD ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』－道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「小学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP		

6 月	第 8 週	道徳科の特質を生かした学習指導の実施(1) (授業研修⑧)
道徳科の特質と基本的な指導過程について理解させる。 1 道徳科の目標 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 2 道徳科の特質 道徳科は、児童一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間であることを理解する必要がある。 3 道徳科学習構想案の作成 (1) 学習構想案の内容 ア 主題名、ねらいと教材、主題設定の理由 イ 学習指導過程（導入、展開、終末） ウ 他の教育活動などとの関連、評価の視点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など (2) 学習構想案作成の主な手順 (3) 学習構想案作成上の創意工夫 4 道徳科の特質を生かした学習指導 (1) 導入…道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階 (2) 展開…ねらいを達成するための中心となる段階 (3) 終末…自己の生き方についての考えを深める段階 5 道徳科に生かす指導方法の工夫 (1) 教材を提示する工夫 (2) 発問の工夫 (3) 話合いの工夫 (4) 書く活動の工夫 (5) 動作化、役割演技等の表現活動の工夫 (6) 板書を生かす工夫 (7) 説話の工夫 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』DVD」 ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「小学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年12月） ※HP		

6 月	第 9 週	人権教育の推進 (一般研修⑩)
部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子供、高齢者や障がい者の人権、水俣病をめぐる人権やハンセン病回復者及びその家族の人権に関する問題、インターネットを悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の問題など、様々な人権問題が存在している。 さらに、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致問題は、我が国だけでなく、国際社会を挙げて取り組むべき人権問題となっている。人権は、人が生まれながらにしてもっている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものである。県民一人一人の人権意識を高め、様々な人権問題を解決するために、幼児児童生徒など、一人一人の発達段階に応じて人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進する必要があると理解させる。 1 人権とは (1) 人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利 (2) 安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにしてもっている基本的で具体的な権利 2 人権教育とは 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動 3 学校における人権教育の目標 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より） 4 人権教育の推進 (1) 「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、人権教育を総合的かつ計画的に推進する。 (2) 教職員一人一人が、様々な人権問題の解決を自らの課題と捉え、全ての教育活動の中で教育の根幹に人権教育を据えて実践することにより、人権尊重に対する豊かな感性や主体的に問題解決に取り組もうとする意識、実践力をもった児童の育成に努める。 (3) 学校においては、「人権教育取組の方向」により、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮し、人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により研修の充実と推進体制の機能を更に強化するとともに、指導方法等の工夫・改善を図り、全ての教育活動を通して人権教育を推進する。 5 指導資料 ○ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年3月） ○ 熊本県教育委員会「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査報告書」（平成28年3月） ○ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月） ○ 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年6月） ○ 熊本県教育委員会「実践行動につなぐ」授業への3つのアプローチ（令和4年3月） ○ くまもと新時代教育大綱（令和6年12月） ○ 第4期熊本県教育振興基本計画（第4期くまもと教育プラン）（令和6年12月） ○ 熊本県人権教育・啓発基本計画【第5次改定版】（令和7年） ○ 熊本県教育委員会HP「人権教育について」 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		

6 月

第 9 週

就学前教育

(一般研修⑪)

1 就学前教育の重要性

- (1) 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。
- (2) 学校教育の始まりとして就学前教育を捉えれば、就学前教育は、「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っている。

2 本県における就学前教育の推進

- (1) 「第 4 期熊本県教育振興基本計画」の基本的方向性 1 「家庭・地域の教育力向上」において、取組 1 「家庭の教育力の向上」、取組 2 「地域の教育力の向上」、取組 3 「就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続」を図り、家庭教育支援を推進している。
- (2) 子どもまんなか熊本・実現計画（令和 7 年 3 月策定）

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

幼児教育・保育の質の向上と幼・保等，小，中の円滑な接続について，幼児教育・保育の質の向上を図り一人一人の子供の成長を支えたとともに，学びの連続性を踏まえて幼・保等，小，中の関係者が連携し，円滑な接続の改善を図る。

※本計画は第 2 期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し，こども基本法第 10 条に基づく「こども計画」として位置付け，就学前の教育・保育の更なる充実を図っている。

3 「育ちをつなぐ」連携・接続の推進

- (1) 認定こども園，幼稚園，保育所等の連携の推進
- (2) 小学校以降の教育との円滑な接続

4 指導資料

- 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）
- 熊本県教育委員会「幼児期の終わりから小学校入学への円滑な接続」（令和 3 年 2 月）
- 熊本県教育委員会「幼児期の終わりから小学校入学への『円滑な接続』に向けたくまもとスタンダード」（令和 3 年 7 月）
- 文部科学省「スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かる『スタートカリキュラムスタートブック』」（平成 27 年 1 月）
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領，幼稚園教育要領，保育所保育指針」（平成 29 年 3 月）



6 月	第 10 週	外国語教育の進め方 (授業研修⑨)
中学年への外国語活動の導入や高学年における外国語科の教科化の背景を踏まえて、目標や内容を理解させ、外国語活動・外国語科の指導計画の立て方、指導や評価の在り方の研修及び研究授業等を通して、外国語教育の進め方について理解させる。 1 外国語活動の目標 2 外国語科の目標 3 外国語活動・外国語科の指導について (1) 題材選定の留意点 (2) 外国語教育における言語活動の充実 (3) 単元構成の工夫 (4) 1 時間の授業構成の工夫 4 外国語活動・外国語科の評価について 評価の観点については、学習指導要領に示す「第 1 目標」を踏まえ、以下の三つの観点に則して児童の学習状況を見取る。 (1) 知識・技能 (2) 思考・判断・表現 (3) 主体的に学習に取り組む態度 5 留意事項 (1) 外国語活動 ア 言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。 イ 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。 (2) 外国語科 ア 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものとがあることに留意して指導すること。 イ 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。 ウ 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなくコミュニケーションの中で基本的な表現として繰り返し触れることを通して指導すること。 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「Let's Try!1, 2 <指導編>」 ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」（平成 29 年 6 月） ○ 文部科学省「外国語教育はこう変わる！」【参考授業例動画】 ※HP（文部科学省公式 YouTube チャンネル（ME X T channel））		

6 月	第 10 週	評価問題作成と評価の仕方 (授業研修⑩)
学習評価については、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進め、指導に生かす評価（指導と評価の一体化）を充実させることが大切であり、評価の基本的な考え方や評価問題作成上のポイントについて理解させる。 1 学習評価の基本的な考え方 学校の教育活動では、計画（P）、実践（D）、評価（C）、改善（A）という一連の活動が繰り返されながら、児童のよりよい成長を目指した指導が展開されている。すなわち、指導と評価とは別ものではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、更に新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。 目標に準拠した評価においては、児童一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を適切に評価し、その評価を指導に生かすことが求められる。そのため評価活動を評価のための評価に終わらせることなく、指導改善に生かすことによって、指導の質を高める努力をすることが必要である。 (1) 診断的評価 (2) 学習過程における評価（形成的評価） 指導に生かす評価（主に「努力を要する児童」を確認し、その後の指導に生かすための評価） (3) 総括的評価 記録に残す評価（全員が対象で、総括の資料に生かすための評価） (4) その他 ※学習評価については、指導の説明責任だけではなく、指導の結果責任も問われていることを前提としつつ、評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、評価規準、評価方法及び評価時期等について、学習指導要領の基本的な考え方を踏まえて、より一層簡素で効果的な学習評価を検討する必要がある。 2 評価問題作成のポイント (1) 授業における指導目標（ねらい）を明確にすること。 (2) 観点別学習状況の評価に役立つように配慮しておくこと（「全国学力・学習状況調査」等の活用）。 (3) 授業の過程の中で最も適切な段階に、最も有効な方法によって評価を行うこと。 (4) 教師自身の形成的評価に役立つものを作成すること。 (5) 具体的な指導の手掛かりが見えるものを作成すること。 (6) 問題として取り上げる題材や場面設定については、児童や地域の実態を踏まえ、人権尊重の視点にも十分配慮すること。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※HP ○ 熊本県教育委員会「くまナビ評価問題」「熊本県学力・学習状況調査」等※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査過去問題（単元別・領域別）」 ※HP ○ 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」 ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック」（小・中学校編） ○ 熊本県教育委員会「『学習評価のポイント』及び『学習構想事例』【小学校版】」※HP		

総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指し、探究的な学習過程を充実させることが重要であることを理解させる。

1 総合的な学習の時間における改訂の趣旨及び要点

2 総合的な学習の時間の目標

(1) 目標の構成

(2) 総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力

3 各学校において定める目標及び内容

(1) 各学校において定める目標

各学校においては、第 1 の目標を踏まえるとともに、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定める。

(2) 各学校において定める内容

ア 「目標を実現するにふさわしい探究課題」の設定

イ 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の設定

4 指導計画の作成について

5 総合的な学習の時間の学習指導

(1) 学習指導の基本的な考え方

ア 児童の主体性の重視

イ 適切な指導の在り方

ウ 具体的で発展的な教材

(2) 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

(3) 探究的な学習の指導のポイント

ア 学習過程を探究的にすること

イ 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

6 総合的な学習の時間の評価

(1) 学習評価の充実

(2) 「目標に準拠した評価」に向けた評価の観点の在り方

(3) 評価の方法

7 指導資料

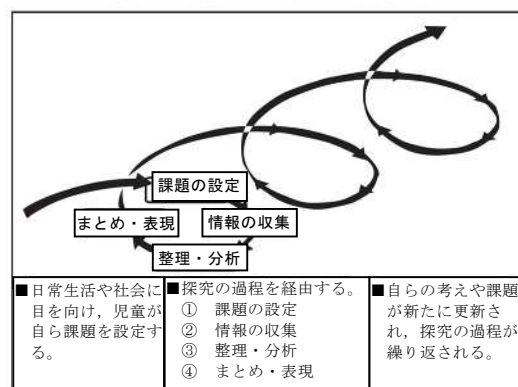
○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」（平成 29 年 7 月）

○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 総合的な学習の時間」（令和 2 年 3 月）

○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）

○ 文部科学省「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」（令和 3 年 3 月）

探究的な学習における児童の学習の姿



《探究的な学習過程》

①【課題の設定】

体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

②【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする

③【整理・分析】

収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

④【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

7 月	第 11 週	国語科の授業の進め方(1) (授業研修⑫)
国語科においては、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成することを目指している。そのため、国語科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語を尊重する態度を育てるとともに、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けさせ、我が国の言語文化を享受し、継承・発展させる態度を育てなければならない。 このことを踏まえ、国語科の授業の進め方を理解し実践できるように、指導者による授業を参観させ、授業を展開する上での基礎・基本を理解させる。 1 指導者による授業を参観させる。 (1) 本時の目標、めあて・学習課題と言語活動、まとめ・振り返りを示して授業を参観させる。 (2) 観察の視点を与えて、記録をとらせる。特に発問と児童の反応は記録させる。 2 授業を次の視点で考察させる。 (1) 目標、めあて・学習課題の示し方、基礎的・基本的事項の洗い出し、まとめ・振り返りの内容 (2) 学習過程と学習形態 (3) 教材・教具・資料の準備と活用 (4) 自分の考えを表現する場と個に応じた指導 (5) 評価規準の設定、評価方法の具体化 3 発話の分析をさせる。 記録した発話を次の視点で分類・分析させ、国語の本質に沿った発話、児童の学習意欲につながる発話、思考を広げ、深める発話、実生活・実社会との関わりをもたせる発話等について考えさせる。 ・中心発問（基本発問）と補助発問 ・暗示、ヒント、助言、答え ・説明や指示 ・賞賛、注意 4 国語科の基本的指導過程や指導方法等について考えさせる。 (1) 児童が課題に意欲をもって取り組めるように、めあてや見通しをもたせる。 (2) 児童が互いの考えを交流できるように、自分の考えを書かせる。 (3) 児童が学習をまとめることができるように、学習を振り返らせる。等 5 分析・考察をしながら、基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導と児童が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習とのめりはりを付けた国語科の授業の進め方を考えさせる。 (1) 国語科の本質・目標について考えさせる。 (2) 他教科における言語活動との関連について考えさせる。 (言語活動例：小学校理科…観察、実験の結果を整理し、考察する学習活動) (3) 付きたい力を身に付けるための手立てを具体的に考えさせる。 (4) 児童のよさや可能性を生かす授業について考えさせる。 (5) 指導内容の年間指導計画及び評価計画の位置付けを確認させ、単元等の系統性を把握させる。 (6) 児童が意見を述べ合い練り合う場の設定及び教師によるコーディネートについて考えさせる。 (7) 自分の考えを書いてまとめる場の設定について考えさせる。 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 国語編」（平成29年7月） ○ 国立教育政策研究所「授業アイディア例」 ○ 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査報告書・解説資料」 ○ 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査過去問題」 ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力調査」過去問題 ※HP		

国語科の学習構想案を作成させ、それを基に授業を実施し、児童が課題意識をもって学習に取り組む学習と児童に基礎・基本を確実に定着させる指導について理解させ、授業の展開と教材研究の仕方について実践的指導力の向上を図る。

1 指導内容

(1) 事前準備

事前に学習構想案の形式を示し、作成させておく。

(2) 教材研究

国語科の本質を大事にした教材研究の仕方について（文学的文章教材を例にして）指導する。

ア この教材（単元）で付けたい力（指導事項）を明確にする。

イ 作品研究をする。

- ・物語について、既習内容を振り返り整理する。
- ・題名からイメージできることを読み取る。
- ・導入で、時間や場所、問題状況などの設定を捉える。
- ・物語の登場人物の性格・行動・心理等をつかみ、人物関係図等に整理する。
- ・場面の様子や登場人物の行動の変化などから、物語の展開を捉える。
- ・内容や表現からみて大事な言葉や文、表現技法などを抜き出し、それぞれが象徴していることを考える。
- ・作者の別の作品や同じ主題の別の物語と比較してみる。

(3) 教材化の工夫

ア 教科の年間計画と学習指導要領の指導事項を基に、付けたい力を考える。

イ 本単元に関する児童の学力と学習に対する意識の実態を、既習内容の評価（必要に応じて全国学力・学習状況調査を活用したレディネステストやアンケートの実施）等から明確にする。

ウ 付けたい力を踏まえ、教材と児童の実態から、単元の目標と評価規準を設定する。

エ 付けたい力にふさわしい言語活動を、学習指導要領解説の言語活動例と児童同士を取り巻く言語生活を踏まえて設定する。

オ 付けたい力を付けるために必要な基礎的・基本的事項を明確にし、定着のための手立てを具体的に考える。

カ 話し合いや自分の考えを表現させる際の、目的と条件を明確にする。

キ 習得や活用を効果的に行うために取り入れる学習活動を検討する。

動作化、劇化、イラスト、吹き出し、音読・朗読、紙芝居、作文、ワークシートなど。

ク まとめの内容を考える。

(4) 授業実践

言語環境の適正化、児童への接し方、指名の仕方、板書、机間指導などの具体的指導技術と国語科の本質に関わる部分（付けたい力、言語活動、まとめ・振り返りの内容等）を観察しておく。

2 指導上の留意点

初任者が課題としていることを取り上げ、具体的に教材に即した形で、一緒に解決法を探るようにする。また、授業のよかったところを認め、自分の指導例などを交えて分かりやすく指導する。

3 指導資料

- 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月）
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 国語編」（平成 29 年 7 月）
- 国立教育政策研究所「授業アイディア例」
- 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 報告書・解説資料」
- 熊本県教育委員会「熊本県学力調査過去問題、全国学力・学習状況調査過去問題」 ※HP
- 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」

7 月	第 11 週	国語科（書写）の授業の進め方(2) (授業研修⑭)																					
国語科の書写の 1 単位時間の学習構想案を書かせ、学習構想案の作成方法について理解させる。それを基に授業を実施し、児童が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習と基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る指導について理解させ、書写の授業の実践的指導力の向上を図る。																							
1 指導の内容 (1) 基礎的・基本的事項の洗い出し (2) 指導計画の作成 学習指導要領の趣旨やねらい等を十分に踏まえて作成すること。特に、言語活動の充実や時数の適切な配当に留意して作成すること。 (3) 国語科書写の学習構想案の作成方法 (4) 国語科書写授業の指導方法																							
2 学習指導の方法 書写指導の指導過程例（1 時間の授業モデル） <table> <tr> <th></th><th>学習活動</th><th>指導の手立て</th></tr> <tr> <td>ア</td><td>学習目標をつかむ。 (試し書きをする)</td><td>学習のめあて・学習課題を自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>学習のめあて（気を付けて書くところ）をつかむ。</td><td>教材を見せ、試し書きを基に学習のめあて・学習課題（気を付けて書くところ）を理解させる。</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>練習する。（1 次・2 次）</td><td>学習のめあて・学習課題に従って練習させる。</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>批正する。（1 次・2 次） (言語活動)</td><td>学習のめあて・学習課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>清書する。</td><td>学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。</td></tr> <tr> <td>カ</td><td>学習のまとめをする。</td><td>学習の目標に照らして反省させ、評価させる。</td></tr> </table>				学習活動	指導の手立て	ア	学習目標をつかむ。 (試し書きをする)	学習のめあて・学習課題を自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。	イ	学習のめあて（気を付けて書くところ）をつかむ。	教材を見せ、試し書きを基に学習のめあて・学習課題（気を付けて書くところ）を理解させる。	ウ	練習する。（1 次・2 次）	学習のめあて・学習課題に従って練習させる。	エ	批正する。（1 次・2 次） (言語活動)	学習のめあて・学習課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。	オ	清書する。	学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。	カ	学習のまとめをする。	学習の目標に照らして反省させ、評価させる。
	学習活動	指導の手立て																					
ア	学習目標をつかむ。 (試し書きをする)	学習のめあて・学習課題を自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。																					
イ	学習のめあて（気を付けて書くところ）をつかむ。	教材を見せ、試し書きを基に学習のめあて・学習課題（気を付けて書くところ）を理解させる。																					
ウ	練習する。（1 次・2 次）	学習のめあて・学習課題に従って練習させる。																					
エ	批正する。（1 次・2 次） (言語活動)	学習のめあて・学習課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。																					
オ	清書する。	学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。																					
カ	学習のまとめをする。	学習の目標に照らして反省させ、評価させる。																					
3 指導上のポイント (1) 実際の日常生活や学習活動に役立つ書写の能力を養うため、適切な言語活動が行われたか。 (2) 文字についての基礎的な指導がなされた授業であったか。 (3) 本時の学習目標が具体化・明確化され、児童自身で書いた文字の批正ができるように工夫された授業であったか。 (4) 個に応じた指導が工夫され、それが 1 時間の授業の中に位置付けられた授業であったか。 (5) 児童の興味・関心や実態に合うように、指導方法の工夫や教育機器（タブレット、パソコン、電子黒板、プロジェクター、ビデオ、実物投影機等）の活用がなされた授業であったか。 (6) 作品の事後措置が計画されているか。（評価、掲示、保管等）																							
4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 国語編」（平成 29 年 7 月）																							

7 月	第 12 週	社会科の授業の進め方(1) (授業研修⑮)
		児童が主体的に社会科学習に取り組み、社会科の基礎・基本を確実に身に付けていく指導を展開するポイントについて理解させる。 - 社会科のよい授業とは 指導目標が、児童にとって「楽しく」「よく分かり」「主体的に追究して」達成される授業 - よい授業創造のために - 社会科の基本的性格や目標を理解しておくことが大切である。 - ア 社会科誕生の背景 - イ 小・中・高の社会科目標のねらいとその関連 - 児童の実態を把握しておくことが大切である。 - ア どのような社会的事象に興味・関心をもっているか。 - イ どのような社会認識や経験をもっているか。 - 学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ることが大切である。 - ア 問題解決の見通しをもたせる。 - イ 社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得させる。 - ウ 学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用させる。 - 授業前に行うこと - 学習指導要領・解説書を読み込み、年間指導計画の目標・内容、評価規準を確認する。 - 教科書の記述内容等を分析する。 - 教科書教材を具現化するための資料を考える。 - 児童の実態を考慮して、身近な教材や資料を補う。 - 学習のねらいの達成ができる教材の位置付けを行う。 - 教科の特質に応じた道徳科との関連を図る。 - 学習における教師の役割 - 学習問題設定の工夫…学習問題設定で重要なことは、児童が切実な欲求をもって解決しようとする問題を設定することである。 - 問題解決の意欲の増進…児童が興味・関心をもち、主体的に問題を追究しようとする意欲や態度を養う必要がある。問題解決の過程をいくつか想定しておく。 - 学習活動の多様化…児童が主体的に活動できるように、児童の実態を把握して、多様な学習活動が展開できるように準備しておくことが大切である。 - 学習活動…教師は、児童一人一人の学習状況を適切に把握し、学習問題の解決と目標を達成させるために、個に応じた指導を行っていくことが大切である。 - よい人間関係の促進…互いに助け合ったり協力したりする関係づくりを行い、共に学ぶ喜びを味わわせることが大切である。 - 社会科の目標…小学校社会科は、地域社会や我が国における人々の社会生活を広い視野から捉え総合的に理解することを通して、公民としての資質・能力の基礎を養うことを究極のねらいとしている教科であるということを十分認識することが大切である。 - 社会科における言語活動の充実 習得した知識や技能を活用して、観察・調査したり各種の資料から必要な情報を集めて読み取ったりしたことを的確に記録し、比較・関連付け・総合しながら再構成する学習や考えたことを自分の言葉でまとめ伝え合うことにより、互いの考えを深めていく学習の充実を図ること。 - 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 社会編」（平成 29 年 7 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※HP

7 月	第 12 週	社会科の授業の進め方(2) (授業研修⑩)
小学校の社会科教育において、中学年の地域学習（市町村・都道府県）は、社会的事象を具体的に追究していく社会科学習を進める上での基盤となるものである。 このため、地域学習を進めるためのポイントについて理解させる。 1 指導内容 (1) 地域学習で押さえるべき基本 ア 学年によって異なる地域の範囲を押さえる。 イ 教科書・副読本との関連を図る。 ・教科書…学習の仕方、まとめ ・副読本…地域の副読本を活用 ウ 多様な学習活動（作業的、体験的な学習等）を工夫する。 (2) 教材化のための基本 ア 教材化の手順 ・目標・内容の明確化→指導計画の作成→素材の精選→教材化→指導計画への位置付け イ 素材（資料）収集の工夫 ・どこで ・どんな方法で ・どんな資料を ・どんな形で使うか ウ 現地学習のさせ方 ・指導計画への位置付け ・事前指導と準備 ・現地での指導 ・事後指導 エ 適切な評価活動の工夫 オ 教材・資料の保管の仕方 2 指導上のポイント (1) 指導に当たっては、学年の具体的事例を基に指導する。 (2) 教科用図書「地図」を積極的に活用する。 3 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 社会編」（平成 29 年 7 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※HP ○ 社会科副読本（地域教材） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力調査」過去問題 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP		

7 月	第 12 週	通知表の作成 (一般研修⑫)
通知表は、保護者に対して児童の学習・生活・健康などの状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で作成される連絡簿であり、形式・内容面で各学校の工夫が見られる。また、学校と家庭を結ぶ上で重要な役割を果たしていることを理解させる。 1 通知表の意義と役割 (1) 通知表の意義 (2) 通知表と指導要録 2 通知表の内容と形式 (1) 自校で作成している形式及び内容の理解 (2) 学習面、生活面、健康面及び特別活動等に関する内容の記載における留意点 (3) 所見に関する内容の記載上の留意点 3 通知表上の評価・評定について (1) 学習内容、生活の様子及び特別活動等の評価の観点 (2) 観点別学習状況の評価から評定への総括方法 (3) 日常観察の着眼点（補助簿） 4 通知表記入上の留意事項 (1) 文章表現での配慮事項（よさを認め、ほめ、励ますことでやる気を喚起させる。） (2) 保護者等からの問合せに対応できるデータ収集（説明責任） (3) その他 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

8 月	第 13 週	課題研究のまとめ方 （一般研修⑬）
		学校の研究テーマに沿った取組，あるいは個人としてテーマをもったの研究を進め，その成果を確固たるものにするために，研究のまとめ方についての知識が必要であることを理解させる。 1 資料の収集と活用 （1）研究計画に沿って （2）仮説検証のために （3）参考文献，先行報告書 等 2 まとめ方の形式 （1）P（Plan・計画），D（Do・実施），C（Check・評価），A（Action・行動，改善） （2）形式例 ア 研究の目的，目標 イ 研究主題とその設定理由 ウ 児童の実態 エ 研究の仮説 オ 研究の構想 カ 研究の方法・経過 キ 研究の内容 ク 研究の実践記録 ケ 研究の仮説の検証結果 コ 研究の成果と今後の課題・改善の方策 サ 参考文献等 3 研究の成果 （1）児童の変容 （2）研究により教師が得たもの （3）今後の教育実践にどう生かすか

8 月	第 13 週	教育の情報化 (授業研修⑰)
社会の在り方が急激に変化する時代において、教育の情報化の推進が極めて重要である。教育の情報化が目指すものやその方向性、全体像について理解させる。 1 社会における情報化の急速な進展と教育の情報化 2 教育の情報化とは (1) 情報教育 子供たちの情報活用能力の育成 (2) 教科指導における I C T 活用 I C T を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等 (3) 校務の情報化 教職員の事務負担の軽減や児童生徒と向き合う時間の確保 3 授業における I C T 活用の基本的な視点 (1) 学習指導要領における位置付け (2) 学力向上のための I C T 活用 (3) 実践的な I C T 活用指導力 4 情報モラル教育の推進 (1) 情報モラルとは (2) 日常モラルと的確な判断力 (3) 考えさせる学習活動の重視 (4) 情報安全に関する教育の推進 5 プログラミング教育の推進 (1) プログラミング教育のねらい (2) プログラミングの基本処理 (3) プログラミング教育の実現に向けて (4) プログラミング教育に関する情報 6 本県における教育の情報化 (1) 熊本県教育情報化推進事業 (2) くまもと G I G A スクールプロジェクト (3) 県立学校校務情報化推進事業 (4) 熊本県の学校における情報化の実態 (令和 5 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果から) 7 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成 29 年 7 月) ○ 文部科学省「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和 2 年 6 月) ○ 文部科学省「小学校プログラミング教育の手引」(令和 2 年 2 月) ○ 文部科学省「学校教育情報化推進計画」(令和 4 年 12 月) ○ 文部科学省「StuDX Style」(https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html) ○ 熊本県教育情報化推進基本方針(令和 3 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「I C T 活用テーマ別実践ガイド G I G A スクール構想研修パッケージ 情報安全・情報モラル教育」(令和 3 年) ○ 熊本県教育委員会「映像でわかる! 情報モラル教育のモデル授業」 ※H P ○ 熊本県立教育センター 熊本県「教育の情報化」応援サイト ※熊本県立教育センター H P		

8 月	第 13 週	食育の推進 (一般研修⑭)
学校教育活動全体における食育推進の理解と実践及び毎日実施される学校給食の意義と役割を認識させ、教科等における学習と学校給食を関連付けながら指導することが重要であることを理解させる。 - 食に関する指導の必要性 - 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）総則から - 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編から - 食に関する指導の目標 「食に関する指導の目標（「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等）」」（文部科学省） - 各学年における食に関する指導の目標（資料参照） - 食に関する指導の展開 - 学校教育活動全体を通した食に関する指導 - 教科等と給食の時間との関連付け - 学校給食は，「体験することによって学ぶ場」と捉える - 食育の視点 - 食事の重要性 - 心身の健康 - 食品を選択する能力 - 感謝の心 - 社会性 - 食文化 - 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の推進 - 学校給食の役割 - 学習指導要領における位置付け - 学校給食の目的・目標 ○学校給食法第 1 条（この法律の目的） ○学校給食法第 2 条（学校給食の目標） - 給食の時間における指導の特質 ①実践活動を通して行われる。 ②習慣化を図ることができる。 ③個に応じた指導が求められる。 ④教科等の学習との関連が図られる。 - 給食の時間における指導の内容 ①楽しく会食すること ②健康によい食事のとり方 ③食事の安全・衛生 ④食事環境の整備 ⑤食事と文化 ⑥勤労と感謝 - 給食指導の進め方の基本 - 指導資料 ○ 文部科学省「食生活学習教材」小学校低学年用・中学年用・高学年用及び指導者用 ○ 熊本県教育委員会「食育実践マニュアル」（平成 20 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「学校給食指導資料」DVD（平成 21 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「望ましい食習慣の形成」を目指して（平成 22 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会・財団法人熊本県学校給食会「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示） ○ 文部科学省「たのしい食事つながる食育」（平成 28 年 2 月） ○ 熊本県教育委員会 平成 27・28 年度文部科学省委託「スーパー食育スクール事業報告書」 ○ 文部科学省「『栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育』～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」（平成 29 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「『学校給食の手引き』～運営・管理編～」（平成 30 年 3 月） ○ 文部科学省「『食に関する指導の手引』一第二次改訂版一」（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

1 生徒指導の定義と目的

生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものである。

2 生徒指導の実践上の視点

児童の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、「多様な教育活動を通して、児童が主体的に課題に挑戦してみること」や「多様な他者と協働して創意工夫すること」の重要性等を実感することが大切である。

(1) 自己存在感の感受

(2) 共感的な人間関係の育成

(3) 自己決定の場の提供

(4) 安全・安心な風土の醸成

3 生徒指導の構造

(1) 2 軸 3 類 4 層構造

(2) 発達支持的生徒指導

(3) 予防的生徒指導:課題未然防止教育

(4) 課題予防的生徒指導:課題早期発見対応

(5) 困難課題対応的生徒指導

4 生徒指導の方法

(1) 児童理解

(2) 集団指導と個別指導

(3) ガイダンスとカウンセリング

(4) チーム支援による組織的対応

5 生徒指導の基盤

(1) 教職員集団の同僚性

不安や苦しみを自覚したときに、一人で抱え込まず、相談すること。

(2) 生徒指導マネジメント

6 生徒指導の取組上の留意点

(1) 児童の権利の理解

(2) I C T の活用

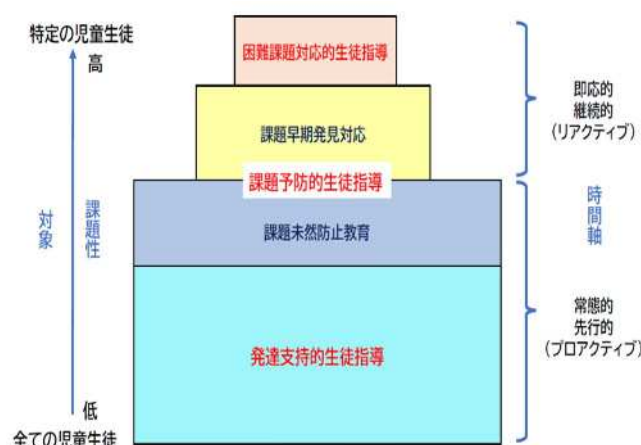
(3) 幼児教育との接続：スタートカリキュラムの工夫

(4) 社会的自立に向けた取組

7 指導資料

○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P 1～38

○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）



9 月	第 14 週	特別活動の意義と内容 (授業研修⑱)
特別活動の指導を進めるために、教育活動全体における特別活動の位置付けや目標を明確に理解させる。 1 特別活動の意義 (1) 特別活動の目標 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。 ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。 (2) 目標に関する三つの視点 (3) 各教科や他領域との関連 2 特別活動の内容 (1) 学級活動 (2) 児童会活動 (3) クラブ活動 (4) 学校行事 3 特別活動の指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項 ア 特別活動における児童の主体的・対話的で深い学び イ 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成 ウ 学級経営の充実と生徒指導との関連 エ 幼児期の教育との接続及び関連 オ 障がいのある児童など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫 カ 道徳科などとの関連 (2) 内容の取扱いについての配慮事項 ア 児童の自発的、自治的な活動の効果的な展開 イ 指導内容の重点化と内容間の関連や統合 ウ ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る エ 異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

9 月	第 15 週	学級活動の進め方 (授業研修⑱)
特別活動の中でも、特に学級を単位として児童の自発的、自治的な実践活動と自主的、実践的な学習活動を期待する「学級活動」の目標や内容を知り、指導の在り方を理解させる。 1 学級活動の目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第 1 の目標（特別活動の全体目標）に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 学級活動の内容 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級活動(1)の内容 ・学級や学校における生活上の諸問題の解決 他二つ イ 学習過程 ・問題の発見、確認 ・話し合い～合意形成 ・実践～振り返り (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 学級活動(2)の内容 ・基本的な生活習慣の形成 他三つ イ 学習過程 ・問題の発見、確認 ・話し合い～意思決定 ・実践～振り返り (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 学級活動(3)の内容 ・現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 他二つ イ 学習過程 ・問題の発見、確認 ・話し合い～意思決定 ・実践～振り返り 3 学級活動の活動形態と留意事項 (1) 話し合い活動 ○学級活動(1)：児童の自発的、自治的な活動。 ※児童が輪番制で行う計画委員会を組織し、準備や司会、記録等を担当させる。 ○学級活動(2)(3)：教師が中心となる活動。 ※題材によっては、児童の自主的、実践的な活動を組み合わせて行う。 (2) 係活動 ○児童の力で学級生活を楽しく豊かにする活動。 ※当番活動と係活動の違いに留意し、児童の創意工夫を十分生かして計画し活動させる。 (3) 集会活動 ○学級生活を一層楽しく豊かにするために、学級の全児童によって行われる活動。 ※計画の立案や効果的な運営方法、協力や責任などについて体得できるようにすること。 4 学級活動の内容の取扱い (1) 学級活動の学年段階での配慮事項 (2) 学習や生活の見通しを立て、振り返る教材の活用 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

9 月	第15週	算数科の授業の進め方(1) (授業研修⑳)
児童が意欲をもって取り組む授業を展開するためには、児童の実態を的確に把握し、十分に教材研究した上で、学習構想案の作成に取り組む必要性を理解させる。 1 学習構想案を作成するに当たって (1) 単元の系統上の位置付けの理解 (2) 単元のねらいの明確化 (3) 的確な児童の実態把握 (4) 個に応じた指導の計画（指導形態，補充的な学習・発展的な学習）の立案 (5) 目標，内容，系統を踏まえた単元の指導計画・評価計画の作成 (6) 学習への興味・関心を高め，思考力，判断力，表現力等を育む教材の開発 2 指導方法の工夫改善 (1) 数量や図形についての基礎的な能力の習熟や維持を図る練習の機会 (2) 「なぜ」「おそらく」が生まれる教材や問題の工夫 (3) 解決の必要感や追究心を基本とした学習課題の焦点化 (4) 問題を自立的，協働的に解決する場の設定 (5) 新たな気付きや思考の深まり・広がりが生まれる操作活動や観察 (6) 児童の気付き・考えを生かす発問 (7) 互いの解き方や考えを表現し，伝え合う学習活動 (8) 検討の視点を明らかにした解決方法の吟味 (9) 思考を練り上げる場の設定 (10) 具体的評価規準の設定と評価方法の工夫 (11) 何を学んだかを明らかにするまとめと，学びの価値を自覚し学習意欲を高める振り返り (12) 道徳の時間などとの関連を考慮した指導 3 数学的活動の充実 数学的活動とは，事象を数理的に捉え，算数の問題を見だし，問題を自立的，協働的に解決する過程を遂行することである。数学的活動においては，単に問題を解決することのみならず，問題解決の過程や結果を振り返って，得られた結果を捉え直したり，新たな問題を見いだしたりして，統合的・発展的に考察を進めていくことが大切である。 (1) 数量や図形を見だし，進んで関わる活動（第1学年～第3学年） (2) 日常の事象から見いだした問題を解決する活動 (3) 算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動 (4) 数学的に表現し伝え合う活動 4 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 算数編」（平成29年7月） ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校算数」（令和2年3月） ○ 熊本県教育委員会「新学習指導要領の下での各教科の学習評価の在り方について」 ※HP		

9 月	第15週	算数科の授業の進め方(2) (授業研修②)
1 学級の児童の実態や単元の学習を通して育成する資質・能力に即して、児童が主体的に学ぶことができるよう指導を工夫改善する。 (1) 児童の実態をどう捉えているか。 児童は、単元の学習をする上で必要となる基礎的・基本的事項を身に付けているか。 (2) 単元の学習を通して育成する資質・能力をどう捉えているか。 学習指導要領等では、育成する資質・能力についてどのように示されているか。 (3) 児童の問いを引き出す導入になっているか。 教材・教具等の工夫・準備及び効果的な提示をどうするのか。 (4) 児童が考えをもち、学びを深めることができる展開になっているか。 児童が考えをもつための手立てや、児童の考えをつなぎ深めるための教師の言葉掛けをどうするのか。 (5) 児童が学びを実感し、次につなぐことができる終末になっているか。 ア めあて・学習課題とまとめとの整合性は図られているか。 イ 適用問題による学習内容の確実な定着が図られているか。 ウ 学びを次の学習や実生活へつなぐため、振り返りの視点をどうするのか。 2 授業の見方と記録の視点 (1) 本時のねらいへの迫り方 ア めあて・学習課題を焦点化することができたか。 イ 児童の興味・関心を高めることができたか。 ウ ねらいに迫る問題を設定することができたか。 エ 言語活動は適切であったか。 オ 評価活動は適切であったか。 (2) 発問の分析 ア ねらいに迫る発問ができたか。 イ 児童の考えを引き出し、考えを広げたり深めたりする発問が工夫されているか。 (3) 児童の反応とその取り上げ方 ア 児童に理解させる方法、つまづいている児童への手立ては適切であったか。 イ 多様な考えがあるとき、それぞれの考えのよさに気付かせ、比較・検討させたか。 ウ 既習の内容や考え方との関連を図っているか。 (4) 児童の学び方の分析 ア 自分の考えを書いたり、発表したりしようとしていたか。 イ 友達の考えを自分の考えと比較・検討し、よりよい考えにしようとしていたか。 (5) 教材、教具、資料の準備と活用 (6) 学習活動を振り返ることのできる計画的な板書 3 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 算数編」(平成29年7月) ○ 熊本県教育委員会「令和7年度(2025年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和7年3月) ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年12月) ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校算数」(令和2年3月) ○ 熊本県教育委員会「新学習指導要領の下での各教科の学習評価の在り方について」 ※HP		

9 月	第 16 週	へき地教育の進め方 (一般研修⑯)
へき地・小規模校における教育推進上の一般的特性や諸問題について理解させるとともに，少人数及び複式学級における学習指導の方法等について理解させる。 1 へき地における教育の諸事情と課題 (1) 複式学級による指導 (2) 人間関係の固定化と生活経験の不足 (3) へき地・小規模校のよさ 2 複式学級における学習指導上の問題点克服のための工夫 (1) 複式学級の指導形態と指導計画 (2) 直接指導と間接指導 (3) 「ずらし」と「わたり」 ・ずらし 二つの学年の直接指導の過程が重ならないように，指導過程を学年別にずらして組み合わせること ・わたり 教師が当該学年の指導を行うために，学年間を移動すること 3 へき地学校の特性を生かした学習指導上の工夫 (1) 少人数であることの特性を生かす。 (2) 小規模性を補う。 ・合同学習 ・集合学習 ・交流学习（近隣，姉妹校） ・ガイド学習 ・ICT活用による遠隔授業 4 へき地に勤務する教師の心構え 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		

9 月	第 16 週	授業の参観と実施(2) (授業研修②)
指導法の工夫改善に努めることは、初任者はもちろんのこと、全ての教師にとっても必要不可欠なことである。研究発表会や校内における授業研究会の意義と参加の仕方について理解させる。 1 授業研究会の意義と持ち方 (1) 一人一人の子供の学びの姿から、単元全体の構想や、その中での本時のあり方を検証する。 すべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けるため、次の点について確認することが重要である。（「熊本の学び」授業実践の7つのチェックリストより） - ア 支持的風土の醸成（学級づくり） - イ 単元のデザイン（単元のゴールの姿） - ウ 単元を通した学習課題の設定（単元全体） - エ 問いを引き出している工夫（導入） - オ 積極的なコーディネート（展開） - カ 学習内容と学習状況をまとめ・振り返り（終末） - キ 児童生徒の実態を踏まえた個に応じた指導（個に応じた指導） - ク 効果的な場面で目的に応じたICTの活用（ICTの活用） - ケ 学習過程が分かるように整理された板書の工夫（板書の工夫） (2) 研究のねらいに沿って、指導方法の工夫改善を図る。 (3) 授業研究会の形式や内容について事前に職員に知らせておく。 (4) 学校としての今後の改善の視点を明確にする。 2 授業研究会に参加するに当たっての心構え及び留意点 (1) 学習構想案及び授業資料の内容を確認する。 ※身に付けさせたい力は明確になっているか。効果的な手立てが講じられているか。 (2) 学習指導要領の該当教科等の解説に記載してある内容を確認する。 (3) 疑問点・課題の解決を図るために、積極的に発言する。 (4) 記録や司会等の役割を受けもち、自らも資料等を提供する。 (5) 自分自身の記録を整理し、今後に役立てる。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年12月） ○ 熊本県教育委員会「『熊本の学び』授業実践の7つのチェックリスト」※HP ○ 熊本県立教育センター「KYOサポ」※HP		

10 月	第 17 週	理科の授業の進め方(1) (授業研修②③)
小学校理科では、自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することを目指し、問題解決の活動を充実させることを理解させる。		
1 指導内容		
(1) 問題解決の過程を踏まえた学習活動を理解させる。		
ア 児童が主体的に問題を解決していくには、どのようにすればよいか。		
イ 問題解決の過程を理解させ、授業の進め方の留意点を指導する。		
(自然事象への働きかけ→問題の設定→予想・仮説の設定→検証計画の立案→		
観察、実験→結果の整理→考察→結論の導出)		
(2) 指導者による授業を参観させて、理科授業の展開を具体的に理解させる。		
ア 授業の視点を事前に示す。		
イ 授業の参観を通して、理科授業の進め方を理解させる。		
(ア) 教師の働きかけや発問、児童の反応等を記録させる。		
(イ) 教材・教具の工夫や教師の発問が、児童の主体的な活動や資質・能力の育成にどうつな		
がっているか理解させる。		
(ウ) 対話的な学びの場面では、児童がどのように思考し、表現しているか見取らせる。		
ウ 授業の参観後、授業のポイントを取り上げて具体的に指導する。		
(ア) 追究意欲を引き出す事象提示や発問の工夫		
(イ) 観察、実験における事故防止について		
(ウ) 問題を科学的に解決する問題解決の過程について		
(エ) 問題解決の力の育成について ※4年間を通して、意図的・計画的に育成する。		
第3学年：主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす力		
第4学年：主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する力		
第5学年：主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する力		
第6学年：主により妥当な考えをつくりだす力		
2 指導のポイント		
(1) 単元の系統を確認させ、教材の価値を十分につかませるようにする。		
(2) 児童の主体的な問題解決を大事にし、資質・能力の育成を図るようにする。		
ア 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付		
けるようにする。		
イ 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。		
ウ 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。		
(3) 問題を科学的に解決する問題解決の過程を充実させる。		
ア 予想の場面(既習内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を立てる)		
イ 考察の場面(表やグラフなどを活用し、科学的な言葉や概念を使って説明する)		
ウ まとめの場面(身近な自然や日常生活の事物・現象に適用する)		
(4) 理科の特質に応じて、道徳科などとの関連について適切に指導するようにする。		
ア 栽培や飼育などの体験活動を通して、自然を愛する心情を育てる。		
イ 見通しをもって観察、実験を行い、問題解決の力を育成する。		
ウ 道徳科の指導との関連を図る。		
3 指導資料		
○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 理科編」(平成29年7月)		
○ 文部科学省「小学校理科の観察、実験の手引き」(平成23年3月)		
○ 熊本県教育委員会「令和7年度(2025年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引		
書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏		
まえて～」(令和7年3月)		

10 月	第 17 週	理科の授業の進め方(2) (授業研修②④)
理科の授業においては、観察、実験の事故防止に十分留意すべきである。予備実験を行い、安全な観察、実験の方法を具体的に理解させる。 一単元を選び、単元全体を見通した指導計画を立てさせ、学習構想案を作成させる。それを基に授業実践を行い、授業後の指導を通して実践的指導力の向上を図る。 1 観察、実験における事故防止 安全な観察、実験の方法として、次の点を指導して事故防止に十分留意させる。 (1) 綿密な指導計画を立て、学習指導要領範囲内での観察、実験を行う。 (2) 予備実験を通して、適切な実験の方法や条件を確認する。 (3) 機能的な服装や保護眼鏡を着用させるなど安全に配慮する。 (4) 鋭利な金属製品やガラス器具、火気類など、取扱いには十分注意する。 (5) 薬品は、直射日光を避けた冷暗所に分類して保管し、施錠を厳重にするとともに、鍵の管理を確実にし、地震等の災害に対する対策を講じる。 (6) 薬品を用いる場合は、適切な濃度かつ必要最小量を用い、実験中の薬品の管理と換気にも十分注意を払う。(塩酸、水酸化ナトリウムなど) (7) 野外学習を行う場合は、事前に現地調査を行い、危険箇所の有無などを確認し、適切な事前指導を行う。また、緊急事態の発生に備えて連絡先、避難場所、病院なども調べておく。 2 授業実践を通した指導 (1) 単元全体を見通した指導計画に基づき学習構想案を作成させる。 ○単元を通した学習課題の設定 ○単元で働かせる見方・考え方 ○単元の系統性の把握(中学校の学習内容についても確認) ○児童の実態把握 ○教材・教具の工夫 ○言語活動の設定 ○評価計画の設定 (2) 視点を明確にして授業を参観し、授業記録を行う。 ○本時の目標の達成がなされているか。達成していない児童への手立てはどうか。 ○観察、実験における事故防止への配慮がなされているか。 ○児童は主体的に活動できているか(実態に応じた問題解決となっているか)。 ○理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動が充実しているか。 (3) 授業後に、授業記録を基に、上記参観の視点に沿って具体的に指導する。 3 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 理科編」(平成 29 年 7 月) ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度(2025 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 7 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「観察、実験等に伴う事故防止と安全対策について(通知)」(令和 4 年 4 月) ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校 理科」(令和 2 年 3 月)		

10 月	第 17 週	生活科の授業の進め方 (授業研修⑤)
1 生活科の目標（小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 生活編 P 8～） (1) 生活科の目標は、大きく分けて二つの要素で構成されている。（生活科の目標の構成図を利用して説明する。） (2) 目標の一つは、「具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」とし、もう一つは、生活科を通して育成することを目指す資質・能力(1)(2)(3)として示されている。 ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。 イ 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。 ウ 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。 (3) 生活科は自立への基礎を養うことが究極の目標であり、自分自身への気付きが最も重要になる。ここでいう自立とは三つの自立を意味している。（解説 生活編 P 11 で三つの自立を確認する。） (4) 学年の目標について 学年の目標は、育成を目指す資質・能力として、教科目標をより具体的・構造的に示したものであり、「階層を踏まえた内容のまとまり」を基に三つの項目で整理している。 2 生活科の内容（解説 生活編 P 23～） (1) 生活科は、具体的な活動や体験を通して学ぶとともに、自分と対象との関わりを重視するという生活科の特質を基に、9 項目の内容で構成されている。 (2) 9 項目の階層性や全体構成は構造図で示してある。 3 指導計画の作成や内容の取扱いにおける配慮事項 (1) 指導計画の作成に当たっては、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。 (2) 児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れる。 4 学習構想案について (1) 生活科は複数の内容を組み合わせて単元を構成することが多い。したがって、この単元が学習指導要領のどの内容を学習するものかを明示する必要がある。 (2) 単元の評価規準は、国立教育政策研究所作成の「内容のまとまりごとの評価規準（例）」及び「具体的な内容のまとまりごとの評価規準（例）」を参考にさせる。 5 評価について (1) 評価は、結果よりも活動や体験そのもの、すなわち結果に至るまでの過程を重視して行う。 (2) 「量的な面」だけでなく、「質的な面」から捉えるように注意する必要がある。 (3) 教師による行動観察や作品・発言分析等のほかに、自己評価や相互評価、様々な立場からの評価資料を収集し、児童の姿を多面的に評価することが必要である。 6 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 生活編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校生活」（令和 2 年 3 月）		

10 月	第 18 週	児童会活動・クラブ活動の進め方 (授業研修②⑥)
「児童会活動」と「クラブ活動」のねらいや内容を知り、適切な活動方法について理解させる。 1 児童会活動 (1) 児童会活動の目標 異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第 1 の目標（特別活動の全体目標）に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 (2) 児童会活動の内容 ア 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。 ・代表委員会 ・委員会活動 ・児童会集会活動 等 イ 異年齢集団による交流 児童会が計画や運営を行う集会等の活動において、学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い、交流を図ること。 ウ 学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、児童会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に協力したりすること。 (3) 児童会活動の指導計画 (4) 児童会活動の内容の取扱い 児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開できるようにする。 2 クラブ活動 (1) クラブ活動の目標 異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第 1 の目標（特別活動の全体目標）に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 (2) クラブ活動の内容 ア クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 児童が活動計画を立て、役割を分担し、協力して運営に当たること。 イ クラブを楽しむ活動 異なる学年の児童と協力し、創意工夫を生かしながら共通の興味・関心を追求すること。 ウ クラブの成果の発表 活動の成果について、クラブの成員の発意・発想を生かし、協力して全校の児童や地域の人々に発表すること。 (3) クラブ活動の指導計画 (4) クラブ活動の内容の取扱い 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

10 月	第 18 週	人権教育の実践的進め方 (一般研修⑰)
学校における人権教育は、特定の教科・領域に限られたり、人権教育担当に任されたりするものではなく、全ての教育活動を通して、全教職員によって推進していくことを理解させる。 1 児童の実態把握と人権教育の諸計画を共通理解した上での実践 (1) 児童の実態とその背景にあるものの把握・・・家庭との信頼関係の構築 「各学年・学級の全体的な現状と課題の交流」「配慮を要する児童理解のための情報交流」 就学前の学習経験、体験内容を踏まえて・・・校種間の協力と連携の充実 (2) 人権教育の諸計画を共通理解した上での実践 全体計画・・・児童の発達段階に即しつつ、各教科等との関連を踏まえ、目指すべき目標や取り組むべき活動の全体を総合的かつ体系的に理解した上での実践 年間指導計画・・・当該年度の指導内容・方法等を具体的に理解した上での実践 2 全ての教育活動での取組・・・人権尊重の精神に立った学校づくり (1) 人権が尊重される学習活動づくり・・・[一人一人が大切にされる授業][互いのよさや可能性を発揮できる取組] 人権が尊重される授業づくりの視点例 「自己存在感」「共感的人間関係」「自己選択・決定の場」 (2) 人権が尊重される人間関係づくり・・・[互いのよさや可能性を認め合える仲間] (3) 人権が尊重される環境づくり・・・[安心して過ごせる学校・教室] 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点 「人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり」「課題意識を高める場づくり」「発見の喜びを味わえる場づくり」「創造する喜びを味わえる場づくり」 3 人権尊重の理念に立った生徒指導 児童一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力、問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくようにする。 (1) 「自己存在感」「受容的・共感的・支持的な人間関係」「自己決定力、自分自身の行為への責任感」等を育成する人権教育の取組と積極的な生徒指導の取組の歩調を合わせた推進 (2) 児童の問題行動への対応等での被害者を守り抜く姿勢と問題発生の要因・背景の多面的分析 (3) 加害者の児童の抱える問題等への理解と、その行った行為に対する毅然とした指導 4 人権教育の指導内容と指導方法 (1) 人権に関する知的理解と人権感覚の育成に関する指導内容 (2) 指導方法の基本原則・・・「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」 (3) 発達段階に即した指導方法 1～3 学年：生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導く配慮が必要である。 4～6 学年：体験的な学習を併用して、具体的人権問題を「おかしい」と認知する感性の育成を図る。 5 保護者への啓発・・・家庭訪問・学級通信・授業参観・学級懇談等あらゆる機会の活用 6 指導資料 ○ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成 20 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月） ○ 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月） ○ 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例（令和 2 年 6 月） ○ 熊本県教育委員会「実践行動につなぐ」授業への 3 つのアプローチ（令和 4 年 3 月） ○ くまもと新時代教育大綱（令和 6 年 12 月） ○ 第 4 期熊本県教育振興基本計画（第 4 期くまもと教育プラン）（令和 6 年 12 月） ○ 熊本県人権教育・啓発基本計画【第 5 次改定版】（令和 7 年） ○ 熊本県教育委員会 H P 「人権教育について」 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

10 月	第 19 週	道徳科の特質を生かした学習指導の実施(2) (授業研修㉗)
道徳科の目標を踏まえた授業を実施し、指導の方法及びその内容について理解させる。 1 授業に対する評価の観点 (1) 学習指導過程は道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、自己の生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。 (2) 指導の手立ては、ねらいに即した適切なものとなっていたか。 (3) 発問は、児童が多面的・多角的に考えることができる問い、道徳的価値を自分のこととして捉えることができる問いなど、指導の意図に基づいて的確になされていたか。 (4) 児童の発言を傾聴して受け止め、発問に対する児童の発言などの反応を、適切に指導に生かしていたか。 (5) 自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。 (6) ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための指導方法は、児童の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。 ＜指導方法の工夫例＞ ア 教材を提示する工夫 イ 発問の工夫 ウ 話合いの工夫 エ 書く活動の工夫 オ 動作化、役割演技など表現活動の工夫 カ 板書を生かす工夫 キ 説話の工夫 (7) 特に配慮を要する児童に適切に対応していたか。 2 その他、指導上の留意点について 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』DVD」 ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』-道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「小学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP		

10 月	第 19 週	特別支援教育 (一般研修⑩)
特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。 このことから学校では通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な教育を行う必要があることを理解させる。 1 特別支援教育とは 2 特別な教育的支援を必要とする児童への教育 (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (2) 合理的配慮 (3) 校内支援体制の充実 3 一人一人の教育的ニーズの的確な把握と支援 (1) 実態把握 (2) 個別の教育支援計画。個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ (3) 指導及び支援の評価と改善 (4) 段階的な支援体制 4 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場 (1) 通常の学級 (2) 通級による指導 (3) 特別支援学級 (4) 特別支援学校 5 適切な指導及び必要な支援の実際 (1) 児童生徒の特性に応じた支援 (2) 二次的な障がいの予防 (3) キャリア教育の充実 (4) 交流及び共同学習 6 関係機関等との連携 (1) 保護者との連携 (2) 関係機関との連携 7 指導資料 (1) 基礎資料 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） (2) 冊子 ア 国立特別支援教育総合研究所「特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック」（令和3年3月） イ 熊本県教育委員会「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月） ウ 熊本県教育委員会「特別支援教育充実ガイドブック」（平成27年3月） エ 熊本県教育委員会「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」（平成29年3月） (3) リーフレット ア 熊本県教育委員会「インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けて～」（平成28年3月） イ 熊本県教育委員会「特別支援教育リーフレット『お子さんのすこやかな育ちと学びを応援します』」（令和4年10月） (4) 通知等 ア 文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月） イ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月） (5) Web資料等 ア 熊本県教育委員会「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに関するQ&A集」（令和2年8月） イ 熊本県立教育センター「教職員用研修（オンライン研修）」の動画コンテンツ ウ 熊本県立教育センター「KYOサポ」リーフレット～特別支援学級の魅力発見編～		

11 月	第 20 週	音楽科「表現」領域の授業の進め方(1) (授業研修⑳)
		児童が自分の思いやイメージを広げながら活動を展開できるように配慮しながら、表現領域における指導内容や指導方法及び指導上の留意点を、実践を通して理解させる。また、学習内容が特定分野に偏ることがないように学習指導要領の内容を把握させる。 1 内容構成の基本的な考え方 (1) 教師の創意工夫を生かした学習指導を活発に進めること。 (2) 児童の発達を考慮した学習活動の工夫を行うこと。 (3) 個性的、創造的な学習指導の充実を図ること。 2 「表現」領域（歌唱・器楽・音楽づくり）の内容 (1) 音楽を聴いたり楽譜を見たりして演奏できるようにする。 「聴いて演奏する」「楽譜を見て演奏する」といった基本的な能力をしっかりと身に付けさせる。 (2) 曲想や音楽を形づくっている要素を感じ取って、工夫して表現できるようにする。 音楽を形づくっている要素である、音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズ、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係などの〔共通事項〕について感じ取るとともに、それらの相互の関わりを大事にしながら学習を進める。 (3) 歌い方や楽器の演奏の仕方を身に付けるようにする。 児童が豊かに音楽を表現して楽しむためには、歌い方や楽器の演奏の仕方を徐々に、しかも確実に身に付けるようにする。 (4) 声や音を合わせて演奏することを通して、基礎的な能力を高めるようにする。 (5) 音楽づくりに積極的に取り組ませる。 児童一人一人が創意工夫し、自分自身の音楽をつくり出そうとする活動を積極的に取り入れる。その過程で、音や音楽に対する鋭い感性が育つ。 3 「音楽表現の能力」とは 音楽を形づくっている要素である、音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズ、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係などの〔共通事項〕に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び楽譜についての理解や聴唱・聴奏などの能力を指す。 4 授業を進めるに当たって (1) 音楽科の目標、表現領域における各学年の目標・内容については学習指導要領を熟読する。 (2) 〔共通事項〕を活用しながら、言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力等を育成する。 (3) 指導と評価の一体化を目指し、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の各評価の観点ごとに評価規準を設定する。 (4) 指揮や伴奏の仕方について理解し、技能を身に付ける。 (5) 学習の過程では、互いに助け合い、認め合い、高め合いながら全員が参加でき、全員の力で完成させ喜びを味わわせる。 (6) 音楽科における道德教育の指導においては、道德の時間との関連教材を設定し、年間指導計画の中に組み入れる。 5 言語活動の充実 感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるようにすること。 6 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 音楽編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）

11 月	第 20 週	音楽科「表現」領域の授業の進め方(2) (授業研修②)
題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ることを理解させる。		
1 歌唱指導上の留意点 (1) 各学年の歌唱共通教材については、学習指導要領を参照する。 ※第1～4学年では共通教材4曲全てを含めて、第5、6学年では共通教材4曲中3曲を含めて指導すること。 (2) 指揮や伴奏の仕方について理解し、技能を身に付けるようにする。 (3) 学級の実態を踏まえて取り組む。 (4) 曲種に応じた発声や姿勢、呼吸法などを身に付ける。 (5) 斉唱、輪唱、同声合唱等、発達段階に応じた種々な演奏形態を取り入れる。 (6) 歌詞の意味を理解させるとともに曲想表現を工夫する。 (7) CD、DVD、デジタル教科書などの視聴覚教材とも関連付ける。 (8) 季節や行事に応じて一日の活動の中で歌う時間を位置付ける。 (9) 児童に愛唱歌を多くもたせ、生活化を図る。 (10) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても指導し、児童がいつでも歌えるようにしておく。		
2 器楽指導上の留意点 (1) 各学年の器楽教材選択の観点については、学習指導要領を参照する。 (2) 各学年で扱う楽器の奏法（基本・応用）や楽器を大切にする習慣や態度について十分研究し指導する。 取り扱う楽器については、学習指導要領を参照する。 (3) 学級の実態を踏まえて取り組む。 (4) 楽器の特徴を知って、曲想にふさわしい表現ができるよう、楽器の編成や人数等を工夫する。 (5) 器楽指導では、児童の個性や能力に応じて活動させることが大切である。 (6) CD、DVD、デジタル教科書などの視聴覚教材なども関連させて取り扱う。 (7) 合奏の構成と指揮の実際 ア 主旋律（主なふし）がしっかり聴こえるようバランスを考えて演奏する。 イ フレーズの流れを考えて、始まりの音や終わりの音を大切に演奏する。 ウ 副次的旋律（主旋律を支えるふし、飾るふし）とのバランスをとる。		
3 音楽づくり指導上の留意点 (1) 表現活動への意欲、表現の目的、その内容が児童一人一人の中に十分育まれていくような学習の展開を図る。 (2) 児童が自分の思いを生かした表現活動を活発に行うようにするため、ふし遊びやリズム遊び、様々な音を活用した音楽づくり、簡単な旋律やリズムをつくって自分なりに表現する活動など、各学年の発達段階に即して取り組む。 (3) 楽譜に書いてあるリズムや旋律をつくったり、即興的に音を探して遊んだりして、自由な発想で表現して楽しむような学習を進める。 (4) 学級の実態を踏まえて取り組む。		
4 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 音楽編」（平成29年7月） ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		

11 月	第 20 週	音楽科「鑑賞」領域の授業の進め方 (授業研修③)
低学年では「音楽を聴くことが好き」、中学年では「いろいろな種類の音楽を聴いてみたい」、高学年では「いろいろな種類の音楽を聴いてそのよさを伝えたい」と児童が思えるようにすることを大事にしながら、児童が興味・関心や意欲をもって主体的に取り組むことができるよう、活動を進めることが重要であることを理解させる。		
1 「鑑賞」領域の内容 曲想を感じ取って聴くこと、音楽を形づくっている要素の関わり合いを感じ取って聴くこと、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することを通して、基礎的な鑑賞の能力を身に付けるようにする。		
2 〔共通事項〕について 〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示している。「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 音楽編」P 25～26, P 118, P 135～139 を熟読させ、十分な指導を行う。		
3 言語活動の充実 感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるようにすること。		
4 授業を進めるに当たって (1) 音楽科の目標、鑑賞領域における各学年の目標・内容については学習指導要領を熟読する。 (2) 〔共通事項〕を基にして表現領域との関連を図る。 (3) 共通教材が示されていないので、学習指導要領の教材を選択する場合の観点を参照する。 (4) 指導と評価の一体化を目指し、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の各評価の観点ごとに評価規準を設定する。 (5) 学習の過程では認め合い、高め合いながら鑑賞する喜びを味わわせる。 (6) 道徳科との関連を図り、美しい曲を聴いて素直に美しいと感じるような鑑賞教材や、作曲家の生き方から人生観を学ぶことができるような授業展開を工夫する。		
5 指導上の留意点 (1) 学習目標に応じて複数の楽曲を用いることや、児童の興味・関心と音楽的な能力などの実態に十分に配慮し、児童が主体的に取り組めるような授業を工夫する。 (2) 西洋音楽のみに偏ることなく、幅広い音楽観を育成するため、我が国や郷土の伝統音楽や世界の諸民族の音楽についても積極的に取り入れる。 (3) 適切な視聴覚教材の選択と活用についても十分に工夫する。		
6 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 音楽編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

11 月	第 20 週	キャリア教育の進め方 (一般研修⑱)
キャリア教育が求められる背景を踏まえて、キャリア教育が目指すものや取組の方向性、全体像について理解させる。 1 キャリア教育とは何か (1) キャリア教育の定義 (2) キャリアとは (3) キャリア教育で育成すべき力「基礎的・汎用的能力」とは (4) 平成 29 年・30 年告示の学習指導要領におけるキャリア教育 (5) 「キャリア・パスポート」の導入 2 キャリア教育推進のために (1) 校内組織の整備 (2) 教職員の研修 (3) 全体計画の作成 (4) 年間指導計画の作成 (5) 学校、家庭、地域の連携・協働 (6) 評価 3 小学校におけるキャリア教育 4 参考資料 ○ 文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」（令和 4 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」（令和 5 年 3 月） ○ 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成 23 年 1 月 31 日） ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分に気づき、未来を築くキャリア教育—小学校におけるキャリア教育推進のために—」（平成 21 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育—中学校におけるキャリア教育推進のために—」（平成 21 年 3 月） ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育を『デザイン』する—小・中・高等学校における年間指導計画作成のために—」（平成 24 年 8 月） ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育が促す『学習意欲』」（平成 26 年 3 月） ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育」（平成 28 年 3 月） ○ 「キャリア・パスポート」例示資料等について（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

11 月	第 21 週	図画工作科の授業の進め方(1) (授業研修③)
表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する指導ができるようにする。 1 「A表現」領域の授業の進め方 (1) 造形遊びをする活動の授業（解説 図画工作編 P26） この活動は児童が材料などに進んで働きかけ、自分の感覚や行為を通して捉えた形や色などからイメージをもち、思いのままに発想や構想を繰り返し、技能を働かせてつくることである。学習活動としては、想像したことをかく、使うものをつくるなどの主題や内容があらかじめ決められたものではなく、児童が材料や場所、空間などと出会い、それらに関わるなどして、自分で目的を見付けて発展させていく時間となる。 ア 指導上の留意点（解説 図画工作編 P28～30） (ア)「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、活動と材料などの関係に配慮する。 材料からの発想を広げるために、材料の種類や量を豊富に用意したり、材料からの発想を深めるために、材料の種類や量を絞って用意したりする。 (イ)「技能」の育成の観点から、材料や用具などの関係に配慮する必要がある。 材料や用具の経験を総合的に生かすような題材を構成したり、手や体全体を使って活動できる場所を確保したりする。 (2) 絵や立体、工作に表す活動の授業（解説 図画工作編 P27） この活動は、児童が感じたこと、想像したことなどのイメージから、表したいことを見付けて、好きな形や色を選んだり、表し方を考えたりしながら、技能を働かせて表すことである。学習活動としては、児童は、およその目的やテーマを基に発想や構想を行い、自分なりの技能を活用しながら表し方を工夫して思いの実現を図っていくことになる。思いのままに表す楽しさから、自己を見つめたり、友人に伝えたりするなど、他者や社会を意識した表現と広がりながら、資質・能力を育成する学習である。 ア 指導上の留意点（解説 図画工作編 P29～30） (ア)「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、材料や用具、表現方法などを考慮する必要がある。 思いのままにクレヨンやパス、絵の具を使うことのできる環境を用意したり、粘土で自在に形を追求する時間を確保したりする。動く仕組みそのものを工夫したり、表現しながら伝えたい思いを膨らませたりするなど、題材を工夫する。 (イ)「技能」の観点から、材料や用具、表現方法などを考慮する必要がある。 用具の活用においては児童の感覚や行為を重視する。手の延長のように用具を使って表し方を工夫している姿、自分の手や体の動きから生まれる線を楽しむなどの姿を捉え、指導と評価に生かすことが重要である。 2 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 図画工作編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

11 月	第 21 週	図画工作科の授業の進め方(2) (授業研修③)
		1 「B鑑賞」領域の授業の進め方，〔共通事項〕を踏まえた授業の進め方について (1) 鑑賞する活動の授業（解説 図画工作編 P31） この活動は，自分たちの作品や身近な材料，我が国や諸外国の親しみのある美術などの形や色などを捉え，自分なりにイメージをもつなどして，主体的によさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし，自分の見方や感じ方を深めることである。学習活動としては，児童は，自分の表し方の変化を振り返る，作品などの意図や特徴について話し合うなど，様々な方法で自分の見方や感じ方を深めるとともに，作品などを大切にしようとする態度を育成する授業となる。 ア 指導上の留意点（解説 図画工作編 P32） 自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動であることに配慮する。 ・視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する，児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど，鑑賞活動を幅広く捉えることである。 ・作品などについては，児童の自分の見方や感じ方などを深めるために，つくり始めから終わりまで幅広い意味で捉えることが大切である。 ・指導の効果を高めるために鑑賞を独立して設定する場合には，その必然性や児童の実態などを十分考慮し，児童一人一人が能動的に鑑賞できるようにする。 ・生活や文化などによる感じ方の違いにも配慮しながら，自分たちの伝統的な文化を大切にするとともに，諸外国の文化を尊重する態度についても育成する。 (2) 〔共通事項〕について（解説 図画工作編 P33） 自分の感覚や行為を通して形や色などを理解すること，及び，自分のイメージをもつことである。自分の感覚や行為とは，視覚や触覚などの感覚，持ち上げたり動かしたりする行為や活動のことであり，児童自身の主体性や能動性を示している。形や色などとは，形や色，線や面，動きや奥行きなどの対象の造形的な特徴のことである。自分のイメージとは，児童が心の中に作りだす像や全体的な感じ，又は，心に思い浮かべる情景や姿などのことである。 ア 指導上の留意点（解説 図画工作編 P33～34） ・〔共通事項〕の「ア」が「知識」，「イ」が「思考力，判断力，表現力等」で整理されたことや，表現や鑑賞の領域や活動などの全体に関わる事項であることを踏まえ，これまで行われてきた指導内容や方法を〔共通事項〕の視点で検討し，改善することが重要である。 ・〔共通事項〕は，児童がふだんの生活で発揮している資質・能力であり，形や色などを活用してコミュニケーションを図る児童の姿としてあらわれることに配慮しながら，指導を具体化することが必要である。 2 学習評価について ・評価においては，教師は「作品の評価」ではなく「作品からの評価」をすることが重要である。「作品からの評価」とは，児童の考えや思いや，思考過程をしっかりと見取ったプロセスとその思いを表現につなげているかを重視した評価のことである。完成した作品を見直すことで，観察や対話で捉えたことを確かめたり，表現の変化や，そこで育まれた資質・能力を把握したりすることができる。 ・評価の観点については，「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の三つの観点に即して児童の学習状況を見取るようにする。 3 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 図画工作編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）

11 月	第 21 週	学級集団の支援 （一般研修⑳）
学級集団の支援は、学級担任にとって、学級経営がうまくいくかどうかを決める大切な要素となる。 年度当初、「学級経営の在り方」として、学級経営の意義や担任の業務について研修している。また、「児童理解」や「学級活動の進め方」なども、これまでに研修してきている。 したがって、ここでは、実際の学級経営案に基づき、これまでの学級集団の支援について振り返るとともに、今後の支援の在り方について、具体的に研修を行う。		
1 学級の教育目標と指導の重点		
2 学級経営の実際		
(1) 学級における児童の実態		
(2) 学級集団の支援の実際		
(3) 学級集団の変容と課題		
(4) 今後の具体的な取組		
※初任者が担当している学級等の実際について研修を進める。		
3 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		
○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月）		
○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

11 月	第 22 週	伝統や文化・国際理解に関する教育の充実 (一般研修②)
教育基本法第2条に規定された教育の目標の一つに、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」がある。グローバル化社会の中では、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これに立脚する人々と共存することができるものである。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統と文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実が求められていることを認識させることが大切である。 また、環境問題など地球規模で解決すべき問題が山積する現代にあつては、これらの諸問題の解決を図るための国際的な協調が不可欠である。国際協調の基本は、人と人との相互理解、相互交流であることから、国際理解に関する教育の充実に対する期待が大きいことを認識させる。 1 伝統や文化・国際理解に関する教育の充実のねらい (1) 国際社会で主体的に生きる日本人の育成 (2) 我が国の伝統、文化、歴史の継承・発展 (3) 多様な文化を尊重できる態度や資質の育成 2 充実を図るための留意点 (1) 学校全体での組織的な取組（全ての教職員の共通理解） (2) 各教科等との関連を図った年間指導計画等の作成 (3) 家庭、地域との連携 (4) 児童の実生活と関連した指導内容等の工夫 (5) 体験的な指導内容等の充実 (6) その他 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「伝統や文化に関する教育の充実について」 ※HP ○ 熊本県教育委員会・熊本県道徳教育推進協議会「道徳授業実践DVD」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		

11 月	第 22 週	環境教育 (一般研修②)
現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっている。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切である。教育基本法第 2 条に示された教育の目標及び学校教育法第 21 条に示された普通教育の目標に基づき、全ての教育活動を通して環境教育を行うことの大切さと、自らが持続可能な社会の構築を担う一員であることを理解させる。 - 気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について（通知） （文部科学省及び環境省 令和 3 年 6 月 2 日） - 学習指導要領における位置付け - 熊本県及び県教育委員会の取組 - 熊本県環境基本条例 ↓ - 熊本県環境基本指針 熊本県環境基本計画 ↓ - 学校教育における環境教育ガイドライン ↓ - 県教育委員会の環境教育推進に係る取組等 - 持続可能な開発のための教育（E S D）を踏まえ、教科等横断的な視点からの環境に関する学習 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」 ・学校版環境 I S O 他 - 学校における環境教育 - 基本的な考え方 - 学校における環境教育のねらい - 環境教育で重視する能力と態度 - 環境を捉える視点 - 学校における環境教育の構想 - 学校における環境教育の進め方 - 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会 指導資料「水俣に学ぶ肥後っ子教室」（令和 3 年改訂） ○ 国立教育政策研究所 環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】（平成 26 年 10 月） ○ 経済産業省資源エネルギー庁 「かがやけ！みんなのエネルギー」（令和元年 12 月） ○ 熊本県教育委員会 H P 掲載 ○ 学校における環境教育の一層の充実 ○ 環境教育研究推進校の取組 ○ 環境にやさしい学校づくり～学校版環境 I S O の取組～ ○ 「学校版環境 I S O の取組」における好事例 ○ 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」関係資料		

12 月

第 23 週

生徒指導と教育課程， チーム学校による生徒指導体制（一般研修②）

1 生徒指導と教育課程

- (1) 児童の発達を支える教育課程
- (2) 教科の指導と生徒指導
- (3) 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- (4) 総合的な学習の時間における生徒指導
- (5) 特別活動における生徒指導

2 チーム学校による生徒指導体制

(1) チーム学校として機能する学校組織

チームによる連携・協働を実現するために求められる姿勢

ア 一人で抱え込まない。

イ どんなことでも問題を全体に投げ掛ける。

ウ 管理職を中心に，ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。

エ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。

(2) 教育相談体制

(3) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

生徒指導は児童理解に始まり，児童理解に終わると言われるように，生徒指導におけるアセスメント（見立て）は大変重要である。

(4) 懲戒と体罰，不適切な指導

不適切な指導と考えられ得る例

- ・ 大声で怒鳴る，ものを叩く・投げる等の威圧的，感情的な言動で指導する。
- ・ 児童の言い分を聞かず，事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず，独断で指導する。
- ・ 殊更に児童の面前で叱責するなど，児童の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童に連帯責任を負わせることで，本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする，一人で帰らせる，保護者に連絡しないなど，適切なフォローを行わない。

指導を行った後には，児童を一人にせず，心身の状況を観察するなど，指導後のフォローを行うことが大切である。

3 指導資料

- 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P 39～67
- 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）

12 月	第 23 週	社会教育 (一般研修②)
社会教育の意義や本県における社会教育について理解させるとともに、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性についても併せて理解させる。		
1 社会教育の意義 (1) 社会教育とは (2) 社会教育の役割 (3) 社会教育の担い手としての社会教育主事 (4) 生涯学習と社会教育の関係		
2 本県における社会教育 (1) 県教育委員会の役割 (2) 学校と家庭の連携・協働 ア 家庭教育への期待 イ 家庭教育支援のための主な取組 ウ P T A 活動の現状と活性化 (3) 学校と地域の連携・協働 ア 地域学校協働活動の推進 イ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域学校協働活動 ウ 地域学校協働活動を推進するその他の事業 エ 地域の読書ボランティアを活用した子供の読書活動の推進 オ 道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用の推進 (4) 個人の要望や社会の要請に応える社会教育の推進 (5) 生涯学習基盤の整備 ア 市町村における生涯学習推進の広域的な支援 イ 主な生涯学習施設 図書館、公民館、県生涯学習推進センター、青少年教育施設 (6) 社会教育関係団体 (7) 生涯学習の推進に係る会議としての「社会教育委員会議」 (8) 子供の読書活動の推進 (9) 子供の体験活動の推進		
3 指導資料 ○ 文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン・参考の手引」 ○ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブック」 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「くまもと家庭教育 10 か条」 ○ 熊本県教育委員会 DVD「はじめよう！早寝早起き朝ごはん」 ○ 熊本県教育委員会「くまもと『親の学び』プログラム（乳幼児期編・小学生期編・中高生期編・次世代編）」 ○ 熊本県教育委員会「くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用 5 か条」 ○ 熊本県教育委員会「熊本の地域教育力 3 つの提言」 ○ 熊本県教育委員会「熊本県放課後子ども教室ガイドブック」 ○ 熊本県教育委員会「地域学校協働活動熊本県好事例集」 ○ 熊本県教育委員会「『肥後っ子いきいき読書プラン』熊本県子どもの読書活動推進計画～第四次～」 ○ 熊本県子ども輝き条例 ○ くまもと家庭教育支援条例		

12 月	第 24 週	家庭科の授業の進め方(1) (授業研修③)
1 家庭科における指導上の留意事項 (1) 2 学年を見通した指導計画を作成する。 ・各学校の行事等を考慮し、よりよい計画を作っていく。 ・題材の構成、A 家族・家庭生活の(1)のアの指導、段階的な題材の配列を工夫する。 ・学校や児童の実態及び指導計画等を踏まえた適切な題材について検討する。 ・A (1) のアは2 学年間の学習の見通しをもつために第 5 学年の最初にガイダンスとして取扱い、「生活の営みに係る見方・考え方」の視点から学習内容を捉えるようにする。 ・A 家族・家庭生活の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、B C の内容と関連を図り 2 学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させる。 (2) 学習指導と評価の工夫 ・実践的・体験的な活動、問題解決的な学習の充実 ・指導と評価の一体化の必要性 ・「思考・判断・表現」の評価の工夫(例)：論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の製作や表現等の多様な活動、ポートフォリオの活用 ・「主体的に学習に取り組む態度」の評価の工夫(例)：ノートやレポートにおける記述、授業中の発言、教師による行動観察、ポートフォリオの活用 (3) 教育環境の整備 ・計画的な整備、安全の確保(熱源、用具、機械などの扱い方や用具の配置の仕方、食品等の安全で衛生的な取扱い、食物アレルギーへの配慮) 2 2 学年を見通した指導計画の作成について (1) 家庭科で育てたい児童の姿を明確にし、2 学年間を見通した指導計画を作成する。 (2) 2 年間の大まかな指導の流れ(ストーリー)を考え、題材を配列する。 特に B (2) 「調理の基礎」及び B (5) 「生活を豊かにするための布を用いた製作」については、段階的に題材配列する。 (3) 指導内容の関連を図って題材を構成する。 A (1) のアは A ～ C の内容と関連を図る。C は A、B の内容と関連を図り実践する。 (4) 各題材において、指導すべき内容、適切な時間配分を確認する。 (5) 道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、家庭科と道德教育が相互に効果を高め合うようにすること。 3 題材の指導計画の工夫について (1) 製作や調理などの実習や、実験、調査など適切な活動を設定する。(実践的・体験的な活動の充実が図られているか) (2) 自分の生活と結び付けて学習できるように、問題解決的な学習を充実させる。 (3) 言語活動の充実に向けて、実践的・体験的な活動では、生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解できるようにする。また、問題解決的な学習では、言葉や図表・概念などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりする学習活動を取り入れる。 (4) 学習したことを日常生活に活用する場を設ける。(家庭や地域との連携) 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度(2025 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 7 年 3 月) ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 家庭編」(平成 29 年 7 月) ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する資料 小学校 家庭」(令和 2 年 3 月)		

12 月	第 24 週	家庭科の授業の進め方(2) (授業研修③④)
指導者による授業の観察，研究授業，教材研究等を通して，授業の進め方の基礎・基本について理解させる。 1 指導のポイント 指導内容の把握，児童の実態把握，指導方法の工夫，題材や教材・教具の工夫・開発，評価の仕方などについて理解を深め，それらを適切に生かした授業の展開を考えることを通して，指導力の向上を図る。 2 指導に当たっての視点 (1) 家庭科の特質の明確化（指導目標・内容の分析） (2) 指導事項の明確化 (3) 実態把握（生活経験や学習内容など）の在り方 (4) 実験・実習の在り方や進め方 (5) 予備実験や教材・教具の必要性 (6) 学習内容の実践化，生活との関連付け 3 家庭科の授業を進める上での留意点 (1) 指導内容 用語や用具の名称，用途に関する知識，調理実習，作品の製作や洗濯・清掃などの知識や技能を確実なものにする理論（理解）などの分類・把握 (2) 指導方法 実験，実習，調査，示範，教具，板書，学習カード，話し合い活動などと，発問，説明，指示などとの適切な組合せ (3) 学習形態 実習場面では，個別学習やグループ学習，話し合いの場面では，グループ学習や一斉学習など題材や指導内容に応じての適切な組合せ (4) 教材・教具・資料 完成標本，段階標本，実物見本，模型，ビデオ，スライド，実習の方法や手順図（拡大図），品質表示ラベル，図表，デジタルカメラ，プロジェクター，書画カメラなどの活用（興味を引き，理解しやすく，思考を引き出すもの），自作教具の工夫・開発 ⇒ I C Tについては，学習過程のどの場面でどのように活用するのが効果的であるか検討する。 家庭科の特質を踏まえ，示範，実物提示等と適切に組み合わせる。 (5) 用具・材料 機器・用具の手入れ・整備，学校備品の充実，個人持ち教材や保護者負担への配慮，忘れ物をした児童への対応 (6) 安全性 実験・実習中の事故防止，用具や薬品，熱源，電源などの取扱いと管理，食物アレルギーへの配慮 (7) 評価 指導過程での形成的評価・総括的評価の工夫と計画，チェックリストの作成 (8) 児童の実態把握 実習の進度や作業過程の把握など，個人差に応じた指導の工夫 (9) 言語活動の充実 実践的・体験的な活動や問題解決的な学習を通した言語活動の充実 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 家庭編」（平成29年7月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する資料 小学校 家庭」（令和2年3月）		

12 月	第 24 週	授業研究の実施 (授業研修③⑤)
授業の研究は、教師の指導力と児童の学力を向上させる上で極めて大切なことである。 そのためには、授業展開だけでなく、それ以前の準備段階から事後研究に至るまでを綿密な計画と実践、評価、改善といった P D C A サイクルによって検証する必要があることを理解させる。 1 事前研究 (1) 教材研究 ア 指導目標と指導内容の確認（学習指導要領を参照） イ 児童の実態分析 ウ 指導目標を達成するための教材及び言語活動の選定 エ 単元の指導計画、評価計画、学習構想案等の作成 オ 評価規準の設定 カ 授業展開案等の検討 キ 教科書の活用についての検討 (2) 授業観察項目の決定と係分担 (3) 授業準備 ア 教材、教具等の作成 イ 板書計画の作成 2 授業実践 (1) 観察の視点を踏まえた授業実践 観察の視点（例）校内研究の視点、教師の発問・指示と児童の反応、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組、言語活動の充実、指導と評価の一体化 (2) 係の確認（授業記録等） ア 教師の発問・指示・助言・板書・評価等の記録 イ 児童の発言・活動の様子等の記録 ウ 授業を振り返るための録音、ビデオや写真撮影等 3 事後研究（授業研究会の例） (1) 自評 (2) 質疑応答 (3) 授業記録による分析検討 (4) 研究協議 (5) 評価及び反省 (6) 改善案の検討 4 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月） ※H P ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

1 月	第 25 週	教科指導の評価と改善 (授業研修③)
教育基本法改正で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育むことを目指した学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスが重視されている。学習評価については、学習指導要領に示された目標に照らしてその実現状況をみる評価を一層重視し、観点別学習状況の評価を基本として、児童の学習の到達状況を適切に評価していかなければならない。 なお、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進め、指導に生かす評価（指導と評価の一体化）を充実させることが大切であることを理解させる。 1 学習評価の計画 (1) 評価規準の設定 (2) 診断的評価の実施（事前テスト等） (3) 学習過程における評価計画 ・評価の場面、評価の観点等の検討 ・評価方法の検討・・・観察、面接、質問紙、ワークシート、ノート、ペーパーテスト、作品、レポート等（その選択、組合せ等の工夫） (4) 自己評価・相互評価等の工夫 (5) 習熟状況を客観的に把握する評価の工夫 2 学習評価の実践 (1) 評価の時期と方法の決定 (2) 評価に必要な質問紙、問題等の作成 (3) 評価の実施（妥当性、信頼性を高める工夫） ・各学校で作成された評価規準の精度を高めるために、常に見直しを行う。 ・評価の観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の捉え方や、評価方法について工夫改善を図る。 ・観点別学習状況の評価を、各単元や学期末、あるいは学年末で総括するとき、どの観点も偏ることなく、バランスのとれた評価となるようにする。 ・評価に関する教員間、学級間、学校間、地域間の共通理解を図る。 ・評価に関する専門的力量を高めるため、教員一人一人が自己研鑽に努める。 ・保護者や児童等へ、情報を分かりやすい形で提供する。 ・評価の根拠等を説明できるように補助簿等の整備、保管に努める。 (4) 評価の記録集計 3 評価の反省 (1) 児童一人一人の習熟状況の把握→補充指導の徹底 (2) 指導計画・実践の反省と評価→授業の見直し (3) 評価の妥当性の検証 (4) 授業改善 (5) 記録 4 指導資料 ○ 国立教育政策研究所「平成 29・30 年改訂の学習指導要領下における学習評価に関する Q & A」 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック」「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校編）」 ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月）		

1 月	第 25 週	校内研修の意義 (一般研修②⑤)
教職のもつ尊さと厳しさを認識し、自らの人格を高めるとともに、教科等に関する専門的知識を高め、高度な指導技術を身に付けるために、学校一丸となつての研修体制の確立と実践が大切であることを理解させる。		
1 校内研修の意義 (1) 児童の心身の健やかな成長を目指す研修 (2) 全教師参加による共通理解 (3) 切磋琢磨による資質の向上（研究と修養） (4) 教育実践改善の手掛かり		
2 校内研修の効果 (1) 教育課題の理解 (2) 研修方法の把握と創意 (3) 協働研修における学習指導法等の理解 (4) 的確な自己評価と研修意欲の高揚		
3 校内研修の特徴 (1) 実践課題に密着できる (2) 自主的な展開ができる (3) 協力して実践できる (4) 相互評価により教育の成果と課題を的確に把握できる		
4 本校の校内研修について (1) 校内研修体制づくり ○ 校内研修の活性化を目指した組織づくり ○ 研修の具体化のための研修計画の作成 (2) 研究主題の捉え方と共通理解 ○ 学校の実態分析による共通課題の明確化 ○ 教育課題を踏まえた研究主題の設定 ○ 研究主題の具体化に向けての共通理解 (3) 実践を中心とした校内研修 ○ 研究授業を通じた授業の在り方についての工夫改善 ○ 研究の仮説と結び付け、焦点化した授業研究会 (4) 指導方法の研究及び工夫改善		
5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月） ※HP		

1 月	第 26 週	学校図書館の利活用指導 (一般研修②⑥)
学校図書館の学校教育に果たす役割や機能，さらに，学校図書館利活用指導の内容について理解させるとともに，全ての教育活動で活用する学校図書館の在り方と方法についても理解させる。その際，自分自身の読書体験や学校図書館の利活用の状況についても振り返らせる。 1 学校図書館の目的 2 学校図書館の役割 (1) 読書センター (2) 学習センター (3) 情報センター 3 学校図書館の利活用指導の実際と自校の利用状況 4 各教科等における読書指導 学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開 (1) 読書活動のねらい (2) 各教科と読書活動 (3) 「特別の教科 道徳」と読書活動 (4) 特別活動と読書活動 (5) 総合的な学習の時間と読書活動 (6) 外国語教育と読書活動 5 読書意欲を喚起するための指導 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「第五次肥後っ子いきいき読書プラン」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「みんなで使おう！学校図書館」 ○ 文部科学省「学校図書館ガイドライン」 ※指導に当たっては，図書館において，司書教諭や図書主任，学校司書等の同席を得て行うと効果的である。		

1 月

第 26 週

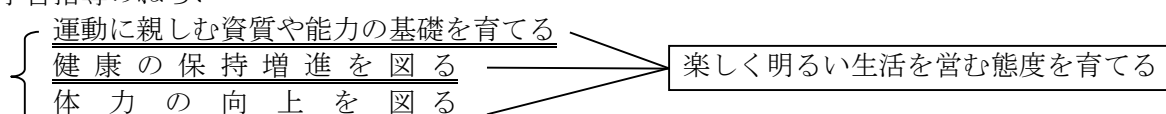
体育科の授業の進め方(1)

(授業研修③)

体育科の内容や項目の構成や見方・考え方について理解させるとともに、指導計画の作成手順について理解させる。また、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

1 学習指導のねらい



2 学習指導の内容

- (1) 学年別運動領域別内容構成 (系統性)
- (2) 各領域の指導内容 (明確化)

3 学習指導の実際 (学習指導の方法)

- (1) 学習指導の基本的な考え方
- (2) 学習目標の明確化 (単元の目標と 1 単位時間の目標)
 - ア 単元の目標 (「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)
 - イ 単元観 (学習指導要領における目標及び内容、運動の特性)
 - ウ 単元や本時をどう展開しようとしているか
- (3) 学習指導過程を明確にする (単元の指導計画：1 時間の指導過程)

※身に付けさせたい学習内容を明確にし、めりはりのある授業展開

「いつ」、「どこで」、「なにを」、「どのように」学ばせるかを計画する。
- (4) 指導上の具体的な留意点の明示
- (5) 学習の展開 ～課題解決型の学習～
 - ア 学習の雰囲気、学習意欲の喚起
 - イ 課題把握 (解決の見通しをもたせる)：課題提示の工夫
 - ウ 課題解決：○課題の個別化又は共有化
 - 指導・支援の工夫～場づくり、学習カード、学習形態、発問・助言、約束やルールづくり、補助 等
 - 評価活動～指導と評価の一体化 (評価によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を評価する。)
 - エ 学習の整理：○解決した学習内容の共有化 (伝え合い、認め合い)
 - オ その他：○運動量の確保 (運動の楽しさ、満足感を味わわせる。)
 - 安全への配慮 (児童の健康観察、施設・設備、教具・用具等の点検)

4 言語活動の充実

考えていることや分かったことを言語化することで、知識の整理や学習内容の定着が図られることから「ペアやチームでの学習場面」、「課題設定や振り返りの場面」、「練習方法や作戦を話し合う場面」など、様々な学習場面で言語活動の充実を図っていく必要がある。

5 指導資料

- 文部科学省「教師用指導資料小学校 (運動領域) まるわかりハンドブック」 (平成 23 年 3 月)
- 熊本県教育委員会「小学校体育指導の手引」 (平成 24 年 3 月)
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 体育編」 (平成 29 年 7 月)
- 熊本県教育委員会「小学校体育指導の手引」 (令和 4 年 3 月)
- 熊本県教育委員会「令和 7 年度 (2025 年度) 小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」 (令和 7 年 3 月)

1 月	第 26 週	体育科の授業の進め方(2) 集団行動 (授業研修③)
学校教育活動においては、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動等の各領域を通じて、集団が一つの単位となってまとまって行動をする場合が多い。 児童がそれぞれの場にふさわしい集団行動様式を習得していれば、集団としての行動が秩序正しく敏速にかつ安全で能率的にできることを理解させる。 1 集団行動の指導の必要性和要点 (1) 体育科における集団行動の指導の必要性 (2) 集団行動の指導の基本的考え方と要点 2 集団行動の基本的様式と指導上の留意点 (1) 基本的な行動様式と学年配当 (2) 基本的な行動様式の要領と指導上の留意点 (姿勢、方向変換、集合、整とん、番号、解散、列の増減、開列、行進、足踏み、礼、号令) 3 体育科、特別活動等における指導の事例 4 指導資料 ○ 文部科学省「学校体育指導資料 第5集 体育（保健体育）における集団行動指導の手引」（改訂版）（平成5年10月） ○ 熊本県教育委員会「小学校体育指導の手引」（平成24年3月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 体育編」（平成29年7月） ○ 熊本県教育委員会「小学校体育指導の手引」（令和4年3月）		

2 月	第 27 週	性に関する指導の進め方 (一般研修⑦)								
近年、児童を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は、児童の心身の健康に大きな影響を与えている。特にマスメディアやインターネット等による性に関する情報の氾濫や価値観の多様化などにより、若年層の性の問題行動が顕在化している。また、社会では、性情報の氾濫やSNS等を介した性犯罪の発生等が憂慮されており、学校教育での発達段階に応じた指導により、児童の適切な意思決定や行動選択能力の育成が必要であることを理解させる。 1 学校における性に関する指導の基本的な考え方 (1) 学習指導要領に基づいて行う (2) 体育科（保健領域）などの関連教科、特別活動をはじめ学校教育活動全体で指導する (3) 発達段階を踏まえ、心身の発育発達に関する知識を確実に身に付ける (4) 生命の尊重や個性の尊重、思いやりや望ましい人間関係の構築などを重視する (5) 家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得る (6) 集団指導と個別指導を効果的に行う 2 教育課程における性に関する指導 (1) 体育科（保健領域）における指導 <table><tr><td>単 元</td><td>(2) 体の発育・発達</td></tr><tr><td>第 4 学年</td><td>(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。</td></tr></table> (2) 特別活動（学級活動）等における指導 <table><tr><td>内 容</td><td>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</td></tr><tr><td>各学年</td><td>ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。</td></tr></table> (3) 道徳科などの関連教科や総合的な学習の時間における指導 3 性に関する指導の進め方 (1) 各種年間指導計画、指導内容の確認 (2) 児童の実態把握（発育・発達、生活習慣、興味・関心、理解力など） (3) 指導内容、教材等の検討（関係職員と協働で） (4) 保護者、地域の理解 (5) 授業実践（内容によっては養護教諭とTTで） (6) 評価、改善 4 指導資料 ○ 文部科学省「学校における性教育の考え方、進め方」（平成 11 年 3 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「性感染症予防に関する指導マニュアル」（平成 14 年 4 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「エイズを正しく理解しよう」（平成 16 年 9 月） ○ 熊本県教育委員会「性教育の手引」（平成 19 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「WYSH方式による「性に関する教育」実践事例集」（平成 22 年 2 月） ○ 熊本県教育委員会「未来を生きる子どもたちのための「性に関する指導資料」～望まない妊娠と性感染症予防～」（平成 25 年 3 月） ○ 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」〔教職員向け〕（平成 27 年 4 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「教職員のための指導の手引」～UPDATE！エイズ・性感染症～（平成 30 年 3 月） ○ 文部科学省「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「性に関する指導（教育）リーフレット」（令和 2 年 3 月） ○ 文部科学省「生命（いのち）の安全教育指導の手引き」（令和 2 年）			単 元	(2) 体の発育・発達	第 4 学年	(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。	内 容	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	各学年	ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
単 元	(2) 体の発育・発達									
第 4 学年	(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。									
内 容	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全									
各学年	ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。									

2 月	第 27 週	生徒指導の反省と評価 (一般研修⑳)
これまで、生徒指導に関して、「児童理解」，「いじめ・不登校への対応とチーム学校による生徒指導」，「生徒指導の基礎」，「生徒指導と教育課程，チーム学校による生徒指導体制」について研修してきた。これまでの生徒指導の実際について振り返り，よりよい指導の在り方について理解させる。 1 生徒指導の実際（具体的取組と児童の変容） (1) 児童理解の実際 (2) 学級経営，教科指導における生徒指導の実際 (3) 基本的な生活習慣の確立，校内規律に関する指導 (4) 問題行動等への対応 (5) いじめ・不登校への対応 (6) 教育相談の実際 (7) 管理職，生徒指導主事，養護教諭等との連携 (8) S C，S S W，相談員等との連携 (9) その他 2 生徒指導の反省と評価 (1) よかった点，課題と思われる点 (2) 今後の生徒指導で取り組みたいこと		

2 月	第 28 週	年度末の学級事務処理の仕方 （一般研修②）
年度当初に引き継いだ諸表簿が記入済みであるか確認し，整理・記入の仕方について理解させる。その際，正確に記入・集計することについて指導する。 1 諸表簿等 (1) 指導要録（記入，担任印押印） (2) 健康診断票，歯の検査票（整理） (3) 出席簿（年間集計） (4) 学級会計簿（会計処理，報告） (5) 学級備品簿（備品の確認） (6) 学級事務・校務分掌引継ぎ簿 (7) 週指導計画案（時数集計，報告，反省） 2 その他 (1) 学級経営の評価・反省 (2) 標準学力検査等の記録 (3) 個別の観察記録・調査記録の整理 (4) 教室の整理 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月）		

2 月	第 28 週	各教科の授業づくりの工夫と評価 (授業研修③)
授業は、極めて意図的で計画的かつ系統的な営みである。児童の変容や成長を基にして、教師の指導力を含めて、授業づくりの工夫・改善について理解させる。 1 授業評価の観点 (1) 指導目標が指導計画に基づいて明確化されているか ア 目標の具体化 イ 目標の類別化（観点別学習状況評価の観点から） (2) 基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導と、児童が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習とのめりはりをつけた授業の展開を工夫しているか (3) 指導内容が精選されているか 基礎的・基本的事項が十分押さえられているか (4) 学習環境が整備され、教材・教具が計画的に利用されているか I C T の活用 (5) 児童の実態に即しているか（全国学力・学習状況調査及び熊本県学力・学習状況調査等の結果分析がなされているか） 実態の把握、分析 (6) 教師の教材分析は十分なされているか（全国学力・学習状況調査及び熊本県学力・学習状況調査等の問題分析等がなされているか） ア 個に応じた指導方法の工夫改善 イ 児童の自主的、自発的な学習の重視 (7) 好ましい人間関係が深まっているか ア 教師と児童 イ 児童相互 (8) 「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標の実現がなされているか (9) 明確な指示や児童の学びを引き出す発問の工夫や板書計画がなされているか (10) 評価の工夫がなされているか（評価規準の精度） (11) 児童の主体的学習活動の場が保障されているか 考える、話し合う、まとめる、発表する、振り返る等の場面の設定 (12) 資質・能力を育む観点から、児童の主体的・対話的で深い学びの充実が図られているか 2 指導資料 ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※H P ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※H P ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力調査過去問題」 ※H P ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月）		

3 月	第 29 週	道徳科の特質を生かした学習指導の反省と評価 (授業研修④)
道徳科の特質を生かした学習指導をいろいろな角度から振り返らせることによって、よりよい授業の在り方について理解させる。		
1 道徳科の特質を生かした学習指導の反省と自己評価の観点		
(1) 道徳教育全体計画（別葉を含む）の活用		
(2) 各教科等における道徳教育の工夫		
(3) 年間指導計画の活用と達成度		
(4) 道徳科の目標を踏まえた指導内容の理解		
(5) 道徳科の目標を踏まえた指導方法の創意工夫と反省		
・教材の提示 ・発問 ・話し合い ・書く活動		
・表現活動 ・板書 ・説話 等		
(6) 指導過程の基本について		
(7) 指導形態の工夫について（G Tの活用，管理職や他教職員とのT T）		
(8) 道徳科の特質を生かした学習指導の記録から見た指導上の改善点		
(9) 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価		
(10) 道徳教育用郷土資料「熊本の心」（DVDを含む）の活用		
(11) 平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」（DVDを含む）の活用		
(12) 道徳科の授業公開について		
(13) 道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を生かした道徳科の授業の充実		
2 指導資料		
○ 熊本県教育委員会 「道徳科授業力向上リーフレット」（令和5年3月）		
○ 熊本県教育委員会 「道徳科授業力向上手引書」（令和5年3月）		
○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」		
○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」		
○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』指導資料」		
○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』DVD」		
○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』-道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」		
○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		
○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月）		
○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月）		
○ 文部科学省「小学校読み物資料集」 ※HP		
○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP		
○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP		

3 月	第 29 週	P T A 活動 (一般研修③)
子供たちの望ましい人間形成を図るためには、学校・家庭・地域社会の役割と責任を明確にし、それぞれが連携・協働しながら教育活動を効果的に進めていくことが大切である。このことから、三者連携の要として P T A が重要な役割を担っていることを理解させる。また、熊本の学び推進プランで学校、家庭、地域に加え子供と行政を含めた五者が連携・協働した取組を推進していることも理解させる。 1 目的 保護者と教師が協力して、学習や活動を行うことにより、子供の健全な成長を図る。 2 活動内容（例） (1) 学校教育への支援・参画活動 (2) 放課後や週末における子供の活動に関わる機会や場の提供 (3) 家庭教育の理解に努め、その教育力を高める活動 (4) 校外における環境の浄化や生活指導を進める活動 (5) 会員の資質を高める研修 (6) 会員意識を高める広報活動 (7) 学校、家庭、地域の連携を図り、三者を結ぶ活動 3 組織と運営（民主的な規約によって運営されること） (1) 運営のための組織 (2) 活動のための組織 (3) 自校の組織と運営 4 留意点 (1) 教師は学校教育の専門家として、保護者と共に実践し合う。 (2) 学級 P T A が、P T A 活動の基盤であることから、計画の立案や運営に当たっては役員等との連携を深める。 (3) P T A 活動は、子供たちが輝く地域づくりのためのネットワークの核として、社会的に重要な役割を担っていることを認識する。 (4) 学校は法律で定められた公の教育機関であり、P T A は子供の健全な成長を図るために保護者と教師で組織する任意の団体である。（社会教育法第 10 条，社会教育関係団体） 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※ H P ○ 各学校 P T A 総会時配付資料		

3 月	第 30 週	特別活動の反省と評価 (授業研修④)
特別活動を充実・発展させるためには、適切な評価を実施し、活動内容の改善を図っていくことが大切である。そのためには、評価の観点を明確にすることが重要であることを理解させる。 1 評価の観点 (1) 計画について ア ねらいは明確であったか。(身に付けさせたい資質・能力) イ 学校、地域、児童の実態に即していたか。 ウ 時期、時間は適切であったか。 (2) 活動について ア ねらいに沿った活動ができていたか。 イ 参加者は意欲的であったか。 ウ 集団を意識していたか。 エ 自主的、実践的に活動したか。 オ 自発的、自治的に活動したか。 (3) 活動後について ア ねらいは達成されたか。 イ 集団の変容が見られたか。 ウ 実践、継続はなされているか。 エ 次への期待感をもてたか。 2 評価者と時期 (1) 評価者 教師、児童、地域住民、保護者など、参加者と内容による。 (2) 時期 評価はなるべく早いうちに行う。また、活動案には児童の自己評価項目を記入しておく。 3 まとめ、記録、保管 実施後は、担当者として報告すべきものは速やかに報告する。学校関係のものは、まとめをして保管し、次回の計画立案に生かす。 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 7 年度（2025 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 7 年 3 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

3 月	第30週	次年度へ向けて (一般研修③)
1 年間の自分の学級経営について分析・評価し反省を行い，次年度の学級経営に生かすことが大切であることを理解させる。また，自分の学級の課題を整理し，学級編制や次年度への申し送り事項を確認させる。 1 評価項目 (1) 学校教育目標を具現化した学級教育目標及びその達成に向けた手立て (2) 学級経営案に設定した評価項目 2 評価方法 (1) 記述評価 (2) 段階的評価（数字・アルファベット等） (3) その他（諸検査結果） 3 自分自身の1年間の学級経営を多面的・多角的に振り返って (1) 成果 (2) 課題 (3) 課題解決の方策 4 次年度へ向けて (1) 次年度の学級経営の目標 (2) 本年度の反省を生かした具体的実践事項 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和7年度（2025年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和7年3月）		